

暮らしの てびき

平成25年2月発行

※平成25年2月現在の情報を掲載しています

京都市生活ガイドブック

暮らしの てびき



! 安心・安全情報	P1
♻️ ごみの出し方	P3
👤 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」	P4
🕊️ はばたけ未来へ! 京プラン	P6
👤👤 ご近所の絆で安心・快適なまちに	P7
ライフイベント別 暮らしの情報	
🏠 引っ越しをされたとき・引っ越しをするとき	P8
👰🤵 結婚・離婚されたとき	P12
👶 子どもが生まれるとき	P13
🌱 子どもをはぐむとき	P14
🏥 いきいきとすごすとき	P18
👴 年齢をかさねたとき	P22
🌸 亡くなられたとき	P24
? 暮らしの相談窓口	P25
☎️ 電話番号案内	P30
🌿 環境にやさしい京都での暮らし	P45
🚶 広域避難場所・避難救助拠点MAP	P46
🚗 お出かけには市バス・地下鉄で	P48

京都市の手続や制度、イベント、施設のご案内窓口

📞 京都いつでもコール

お気軽にご利用ください! [午前8時～午後9時 年中無休]

☎️ 075-661-3755

FAX 075-661-5855

🌐 <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

📞 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>



京都市長
かど かわ だい さく
門川 大作

元気に登下校する子どもたちを優しく見守るお年寄り。買い物袋を手に、路地で楽しそうに立ち話をされる御近所さん同士。

地藏盆や運動会など折々のお祭りや催しで笑顔を見せ合う、たくさんの地域の方々…。

京都は147万人の方が暮らす大都市でありながら、そうした人と人との温かなつながりが息づく住み良いまちです。「住めば都」という言葉がありますが、私は「住むなら都」、「住むなら京都」だと思います。

これから新しい暮らしを始められる方にも、住み続けておられる方にも、いつまでも京都で心豊かに、快適にお過ごしいただきたい。そんな思いを込めて、この「暮らしのてびき」を作成いたしました。

どうぞ御活用ください。



京都市会議長
おお にし ひとし
大西 均

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、先人たちにより育まれ、受け継がれた四季折々の美しい自然や趣深い町並みが今もお息づき、優れた文化や洗練された伝統が市民の皆様の暮らしを彩っています。

こうしたこのまちの自治の精神を皆様と共有したうえでさらに高め、次代に継承していくことは、京都が発展し続けるための大きな原動力となるものと確信いたしております。

京都市会は、市民の皆様の代表として、魅力あふれる京都を大切に育み、地域の想いを実現するまちづくりに向け、議会の役割を更に発揮して参ります。

皆様が、悠久の京都文化を体感できる喜びを享受され、充実した日々を過ごされますことを心から祈りいたします。



(昭和26年7月15日制定)

京都市歌

作詞/藤山 於菟路
作曲/諸井 三部
昭和26(1951)年7月15日制定

- | | | |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 みどりの風に色はえて
かおる都の花の宴
あおぐ山々うるわしく
ながる加茂の水清し
ひかりの都わが京都 | 2 世界を結ぶ観光の
都世紀の花あかり
栄えいやす日のもとに
平和の鐘が鳴りわたる
ひかりの都わが京都 | 3 歴史にめぐるあやしき
虹の都の世をつぎし
永久のおもかげ代々のあと
新たにいまもしのぼる
ひかりの都わが京都 |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|

●京都市の紋章



紋章



略章

京都市の紋章は、昭和35(1960)年1月1日に制定されたもので、「京」の字を図案化したものに御所車を配し、金色と古都を象徴する紫色の2色を用いています。略章は、明治24(1891)年10月2日に制定された京都市き章を、紋章の制定に伴い略章として用いているものです。

●京都市市民憲章

京都市市民憲章は、京都を美しく豊かにするための市民の身近なルールとして、昭和31(1956)年5月3日に市民の皆様の手により制定されました。

- 1 わたくしたち京都市民は、美しいまちをさずきましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
- 1 わたくしたち京都市民は、旅行者をあたかくむかえましょう。

！いざというとき…安心・安全情報

(☎:特記以外は市外局番075)

火災・急病のときは…

☎119番

京都市内から119番をかけると、消防指令センター(中京区)につながります。119番通報を難しく考えることはありません。必要なことは全て消防指令センター員がお尋ねしますので、お尋ねしたことについて、あわてないでゆっくりと答えてください。

通報例

- ①何があったのか。(「火事」か「救急」か)
- ②住所、場所は。(「京都市〇〇区△△町」、「〇〇通△△上る」など)
※携帯電話で通報した場合、一部他の消防本部につながる場合がありますので、住所は市町村名から伝えてください。
- ③どうしたのか。(「家が燃えている」、「お腹が痛い」など)
- ④目標となるものは。(「〇〇通の△△銀行南側」、「××小学校北側」など)
- ⑤電話番号は。

消防へのお問合せ・相談は…

消防の相談電話 ☎231-5000(FAX兼用)

防火、防災、救急などに関する質問や相談を、年中無休・24時間受け付けています。

医療機関を知りたいときは…

京都府のウェブサイト「京都健康医療よろずネット」
□<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/>
☎694-5499(FAX兼用)

京都府では、休日等に受診することができる身近な医療機関の情報を提供しています。

休日・夜間の急病のときは…

急病診療所 ☎は下記

受診の際は、健康保険証などをお忘れなく。

診療所名・所在地・電話	診療科目	診療日	診療時間
	小児科 (15歳未満)	日・祝日、8/15・16、 12/29~1/4	10:00~17:00 18:00~24:00
		土曜日	14:00~17:00 18:00~翌8:00
		平日	21:00~24:00
急病診療所 中京区西ノ京東梅尾町6番地(京都府医師会館1階) ☎354-6021	内科 (15歳以上) 眼科 耳鼻咽喉科	日・祝日、8/15・16、 12/29~1/4	10:00~17:00 18:00~22:00
		土曜日	18:00~22:00
休日急病歯科中央診療所 中京区西ノ京東梅尾町1番地((社)京都府歯科医師会口腔保健センター1階) ☎812-8493	歯科	日・祝日、8/15・16、 12/29~1/4	9:00~16:00 (受付時間)
休日急病歯科南部診療所 伏見区今町659-1(京都府歯科医師会伏見会館1階) ☎622-3418			



犯罪・事故が起こったときは…

☎110番(問合せ/京都府警察本部・各警察署) ☎は下記)

警察は、犯罪の取締りやパトカー等でパトロールを行うなど、地域に密着した活動を行っています。急を要する事件・事故の場合は110番を利用してください。急を要しない相談は、相談専用ダイヤルで受け付けています。

警察安全相談専用ダイヤル(祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時45分)

☎#9110 又は ☎414-0110

耳や言葉の不自由な方のための110番通報

●ファックス110番 ☎415-3110 ●メール110番 ☐http://kyoto110.jp/

施設名	所在地	電話番号
京都府警察本部	上京区下立売通釜座東入藪之内町85-3・85-4合地	☎451-9111
川端警察署	左京区岡崎徳成町1	☎771-0110
上京警察署	上京区御前通今小路下馬喰町692-1	☎465-0110
東山警察署	東山区清水4丁目185-6	☎525-0110
中京警察署	中京区壬生坊城町48-16	☎823-0110
下京警察署	下京区烏丸通高辻上る大政所町682	☎352-0110
下鴨警察署	左京区田中馬場町6	☎703-0110
伏見警察署	伏見区下烏羽浄春ヶ前町101	☎602-0110
山科警察署	山科区大宅神納町167	☎575-0110
右京警察署	右京区太秦蜂岡町31	☎865-0110
南警察署	南区西九条南田町3	☎682-0110
北警察署	北区紫竹東桃ノ本町25	☎493-0110
西京警察署	西京区山田大吉見町7・8合地	☎391-0110
向日町警察署	向日市上植野町上川原5	☎921-0110

※その他の警察の相談窓口はP28。

防災については…

行財政局防災危機管理室 ☎212-6792(平日午前8時45分～午後5時30分)
 各区役所・支所 地域力推進室 ☎はP30～32(平日午前8時30分～午後5時15分)
 各消防署 ☎はP33 (平日午前8時30分～午後5時15分)

災害時には報道機関等を通じて災害情報等の提供を行います。さらに必要に応じて避難勧告、指示を行う場合、

- ①NHK、KBS、FM京都などのテレビ、ラジオによる緊急放送
 - ②区役所・消防署・警察署の広報車等による巡回
 - ③区役所・消防署・警察官・消防団員・自主防災組織等による携帯スピーカー等を使っての口頭伝達
 - ④防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」による情報発信
 - ⑤緊急速報メールによる情報伝達
- などで、市民の皆さんに伝達を行います。

広域避難場所・
避難救助拠点の場所は
(→P46～47)参照

NTT災害伝言ダイヤル「171」、災害伝言板(web171)

☎171 又は ☐https://www.web171.jp

災害伝言ダイヤルは、地震・台風などの大規模災害発生時に、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況となった場合に、被災地域やその他の地域の方々との間で「声の伝言板」(伝言の録音・再生)の役割を果たすシステムです。「171」をダイヤル後、音声ガイダンスの指示に従ってください。

また災害伝言板(web171)は、インターネットを利用して安否等の情報をテキスト登録し、メールや音声で確認、通知できます。

ごみの出し方

詳細は京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページでご確認ください。
 → ☐http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000016745.html

燃やすごみ・資源ごみ

問合せ先:各まち美化事務所又はエコまちステーション(☎はP30～33)

京都市では、燃やすごみ収集及び資源ごみ収集においては、「有料指定袋制」を実施しています。必ず、指定された有料のごみ袋でごみを出してください。指定ごみ袋以外でごみを出された場合には収集しません。



指定ごみ袋の種類

※指定ごみ袋は、小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで購入できます。

燃やすごみ用※45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ、5ℓの5種類

資源ごみ用※45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓの4種類



燃やすごみ

生ごみ類、
プラスチック類(容器と包装以外)、
紙類、ガラス類など

※燃やすごみの袋には、「家庭ごみ用」と表記されているものがありますが、燃やすごみ用としてお使いいただけます。



缶・びん・ペットボトル

飲料・食品缶、飲料・食品びん、
飲料・しょうゆ用ペットボトル

プラスチック製の容器と包装

サラダ油・マヨネーズ・ソースの容器、
洗剤・シャンプーの容器、
食品トレイ、レジ袋、菓子類等の袋

以下の資源物については拠点回収も行っています。

- ・てんぷら油 ・乾電池 ・蛍光灯 ・紙パック ・一升びん ・ビールびん ・小型家電(15×25cm以下のもの)
- ・記憶媒体類(CD・DVD・ビデオテープなど) ・充電式電池(ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池) ・ボタン電池
- ・使い捨てライター ・水銀体温計 ・刃物類(包丁・はさみなど) ・古着類(古着・古布など) ・インクカートリッジ ・古紙類

※拠点により回収できる品目が一部異なります。

家庭ごみ有料指定袋の収入は、「京都市民環境ファンド」に組み入れ、ごみ減量・リサイクルの推進、まちの美化の推進、地球温暖化対策に関する事業に活用しています。

小型金属類・スプレー缶

問合せ先:各まち美化事務所又はエコまちステーション(☎はP30～33)

鍋、やかん、フライパンなどの最長部分が概ね30cm以下の小型金属、スプレー缶、カセットボンベ(穴を開けずに中身は使いきってください)は、中の見える透明な袋に入れて「金属」と書いた紙を貼るか、袋に「金属」と書いて出してください。

大型ごみ

問合せ先:生活環境美化センター ☎691-9376

家庭ごみでは集められない大型のごみを有料で収集します。事前に電話申込が必要です。申込時にお知らせする料金分の「粗大ごみ処理手数料券」を購入し、ごみに貼り付けて出してください。大型ごみ受付センター ☎0120-100-530(通話料無料) 携帯電話から☎0570-000-247(通話料有料)

◆民間業者がごみを収集するマンションにお住まいの方へ

京都市では、京都市収集以外に、民間業者がごみを収集するマンションがあります。こちらのマンションにお住まいの方には上記の指定ごみ袋の使用は不要ですが、必ず透明袋(無色透明または白色透明に限る)での排出をお願いします。また、資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類、スプレー缶)は必ず分別し、収集時間・排出場所等、お住まいのマンションのルールを管理者にご確認のうえ、お出しください。これらのルールが守られない場合は、収集できません。

問合せ先:環境政策局事業系廃棄物対策室 ☎366-1394

「スローライフ京都」プロジェクト
大作戦実施中!

京都では「クルマに頼りすぎない暮らし」を!

スローライフ



そのような思いから、京都市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を目指し、平成22年1月に「歩くまち・京都」憲章を制定しました。今日から、あなたも「クルマに頼りすぎない暮らし」を始めませんか?

今、クルマを中心とするライフスタイルが広がる中で、長い歴史の中で守り育てられてきた京都のまちの魅力が損なわれつつあります。クルマに頼りすぎることなく、歩いて、そして公共交通を上手に利用する暮らしこそ、まちの賑わいを創り出し、人々の健康や環境にも望ましいものです。



「歩くまち・京都」憲章

- わたしたちの京都では、市民一人ひとり、
- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。
- そして、市民と行政が一体となって、
- 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
 - 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。



自転車でおでかけ

環境にも健康にも良い自転車を活用して京都のまちを楽しみましょう。自転車でおでかけの際は駐輪場を利用してください。鉄道駅などを指定するか、携帯電話のGPS機能の位置情報を用いて周辺の駐輪場の所在地や料金等の情報が閲覧できます。

京都市駐輪場検索 & 撤去自転車照会

パソコン及び携帯電話等を用いてアクセスし、駐輪場情報や撤去自転車の保管情報が検索できるホームページ「駐輪場検索&撤去自転車照会システム」を開設しています。

<http://www.kyochari-navi.jp/>

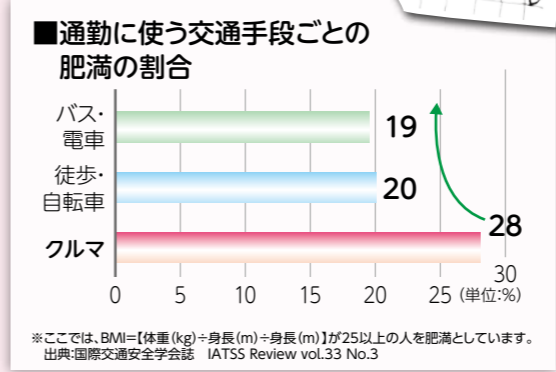
市の撤去警告看板にもQRコードを掲示していますので、ご活用ください。



「クルマに頼りすぎない暮らし」の3つのメリット

メリット1 健康にいい!

クルマに頼りすぎると、歩く機会が減って、健康やダイエットにあまりよくありません。実際に、クルマで通勤している人は、それ以外の人々よりも、**肥満になる確率が、40~50%も高い**ことが知られています。



メリット2 まちの活力にいい!

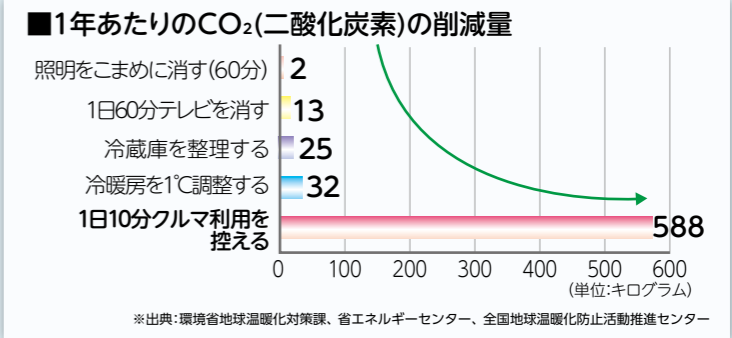
クルマではついつい郊外に出かけてしまいがちですが、徒歩やバス・電車だと、ご近所や、まちなかで買い物や外食をするようになり、結果的に、**まちが今よりももっと賑わう**ことになります。



Pedestrian Road

メリット3 環境にいい!

環境にやさしい行動にはいろいろありますが、中でも、「クルマ利用を控える」という行動が最も効果的です。**節電やクールビズ等の何十倍・何百倍ものCO₂を減らせる**と言われています。



歩くまち京都推進室のTwitterにフォローしてください。

歩くまち京都推進室では、リアルタイムで「クルマに頼りすぎない暮らし」をサポートするさまざまな情報を発信しています。ぜひ、この機会に登録して、歩くまち京都推進室をフォローして下さい!

まずは、こちらにアクセス!! http://twitter.com/arukumati_kyoto





はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)

多くの市民の皆様との協働で平成32年度の京都の未来像を描き、その実現に向けた主要政策を明示した、都市経営の基本となる計画です。「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」という都市経営の理念に基づき、平成23年4月から、計画に基づく取組をスタートさせました。

みんなで力を合わせて未来の京都を築いていこう!



市政に参加しませんか

市民の皆様のご知恵と力を生かした市政を実現するため、皆様のご参加を推進しています。

市の取組が知りたい。

■市政出前トーク

職員が市民の皆様のご身近な場所に出向き、市の施策や事業について説明します。

[問合せ] 総合企画局市民協働政策推進室(市民協働担当)
☎222-3178、各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当(☎はP30~32)

■市民参加カレンダー

市民参加に関する情報を集約して情報提供しています。

議論に関わりたい。意見を伝えたい。

■審議会の公開、委員の公募

会議は原則公開とし、傍聴ができます。また、委員の公募にも努めています。

■パブリック・コメント(市民意見の募集)

計画の策定や条例の制定に当たって、素案の段階で広く意見を募集しています。

■施策・事業ごとの市政への参加手法の公表について

市民の皆様が、市政に参加するための手法やスケジュールを公表しています。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000124145.html>

詳しくは、
京都市HP「京都市情報館」の「市政参加」のページをご覧ください。



市民活動を応援します!

市民活動総合センター

NPOやボランティア団体等の市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図るための拠点施設です。

下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都2階
☎354-8721 <http://shimin.hitomachi-kyoto.jp/>

いきいき市民活動センター(市内13箇所)

サークル活動などの市民活動を幅広く支援するため、市民がいそいそと活動できる場所と機会を提供する施設です。

施設一覧⇒<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000099788.html>

特定非営利活動法人(NPO法人)について

京都市内のみならず事務所のあるNPO法人の各種申請・届出、相談等を受け付けています。

文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当 ☎222-4072

市民活動総合センターにおいても、NPO法人に関する制度説明や、設立等の各種申請・届出書類の作成方法等について、個別相談を実施しています(事前予約制)。また、設立を検討されている方向けの講座やNPO法人向けの各種講座・専門家相談会も開催しています。

ご近所の絆で安心・快適なまちに

自治会・町内会に加入し、安心して快適なまちづくりを進めましょう

ご近所さんが、子どもたちの登下校を見守っている。京都のまちではよく見かける光景です。また、地域ぐるみでの防火訓練や防災訓練も大切。いざというときに頼りになるのは、やはりご近所さんです。お隣さんからご近所付き合い、そして、自治会・町内会へのご加入、地域活動への積極的なご参加をお願いします。



京都市では地域コミュニティ活性化推進条例を制定しています

京都市では、地域に暮らす人と人とが支え合い、安心して快適に暮らせるよう「地域コミュニティ活性化推進条例」を制定。自治会・町内会の運営や地域活性化の取組などを支援しています。



ご相談ください

地域コミュニティサポートセンター

自治会・町内会の運営や地域の活性化に関する相談に応じる窓口。ご自分の地域の自治会・町内会や学区について知りたい、などのお問合せにも対応します。

場所: 京都市文化市民局地域自治推進室内
(京都市役所本庁舎1階)

電話: 222-3098

FAX: 222-3042

Eメール: chiikizukuri@city.kyoto.jp

ご覧ください

自治会・町内会&NPO おうえんポータルサイト

市内に222ある学区(小学校を基本とする地域活動単位)ごとの活動内容や地域の特色を紹介。自治会・町内会の基礎知識や運営の手引き、取組事例等も掲載しています。

また、市内に拠点を置くNPO法人(特定非営利活動法人)の情報も検索できます。

京都市 自治会 ポータルサイト

検索

<アドレス>

<http://www5.city.kyoto.jp/chiiki-npo/>

ライフイベント別 暮らしの情報

引っ越しをされたとき・引っ越しをするとき

① 諸手続きについて

	市の窓口	転入された場合	転出される場合
転入届 <small>(市外や市内の他区からの住所異動)</small> 転居届 <small>(同区内での住所異動)</small> 転出届 <small>(市外への住所異動)</small>	各区役所・支所 市民窓口課、 出張所 ☎はP30～32	転入又は転居した日から14日以内に新住所を管轄する区役所・支所、出張所の窓口へ届け出てください。本人又は世帯主、代理人によって届出ができます。 ※新住所が出張所管内(京北地域を除く)の方は区役所でも届出ができます。 【手続きに必要となるもの】 届出人の印鑑、窓口に来られる方の本人確認書類、前住所の市区町村で発行した転出証明書(市内での住所異動の場合は不要) ※転入される方が外国人の場合、特別永住者証明書又は在留カードが必要 ※代理人の場合は委任状が必要	市外へ転出される場合は、転出する日までに旧住所を管轄する区役所・支所、出張所の窓口へ届け出てください。本人又は世帯主、代理人によって届出ができます。 ※旧住所が出張所管内(京北地域を除く)の方は区役所でも届出ができます。 【手続きに必要となるもの】 届出人の印鑑、窓口に来られる方の本人確認書類 ※代理人の場合は委任状が必要
印鑑登録		印鑑登録をするときは、新住所を管轄する区役所・支所・出張所の窓口へ申請してください。本人又は代理人によって申請ができます。 ※新住所が出張所管内(京北地域を除く)の方は区役所でも申請ができます。 【手続きに必要となるもの】 登録する印鑑(直径8ミリ以下や25ミリ以上、印影が不鮮明で文字の判読できないもの、ゴム印、流し込みの(大量生産のもの)や氏名以外の事項が含まれるものは登録できません)、窓口に来られた方の本人確認書類 ※代理人の場合は委任状及び代理人の印鑑も必要	住民票の転出届によって登録は自動的に抹消されますので印鑑登録証(カード)はご自分で廃棄するか返還してください。転出予定日までは印鑑登録証明書の請求ができますが、印鑑登録証(カード)と転出証明書の提出が必要です。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市内での住所変更の場合、住民票の転入届によって自動的に住所変更されますので、手続きは不要です(印鑑登録証(カード)に前住所の区が記載されている場合、そのままお使いいただけます)。 </div>
国民健康保険		国民健康保険に加入される場合は、転入した日から14日以内に届け出てください。本人又は世帯主、代理人によって届出ができます。 【手続きに必要となるもの】 窓口に来られる方の本人確認書類、年金受給者は年金証書が必要な場合があります。 ※代理人による届出の場合は委任状が必要となります。	国民健康保険に加入しておられる場合は、転出した日から14日以内に届け出てください。本人又は世帯主、代理人によって届出ができます。 【手続きに必要となるもの】 保険証、窓口に来られる方の本人確認書類 ※未納の保険料がある場合は精算をお済ませください。 ※代理人による届出の場合は委任状が必要となります。
国民年金	各区役所・支所 保険年金課、 京北出張所 福祉担当 ☎はP30～32	国民年金に加入又は受給しておられる場合は、転入した日から14日以内に届け出てください。加入者の方は、市内での住所変更の場合、届出は必要ありません。 【手続きに必要となるもの】 ●加入者の方 年金手帳 ●受給者の方 住所変更届(ハガキ)を年金事務所宛に郵送してください。届出用ハガキは区役所・支所の保険年金課、京北出張所福祉担当にあります。 <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ●受給者の方は住所地を所管する年金事務所にお問合せください。 ☎0570-05-1165(ねんきんダイヤル) ☎03-6700-1165(IP電話・PHS) </div>	国民年金に加入又は受給しておられる場合は、転出した日から14日以内に新住所地に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 ●加入者の方 年金手帳 ●受給者の方 住所変更届(ハガキ)を新しい住所地を所管している年金事務所宛に郵送してください。
後期高齢者医療制度		後期高齢者医療被保険者の方は速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 本人であることを証明するもの、前市町村で交付された負担区分証明書	後期高齢者医療の被保険者の方は速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 後期高齢者医療被保険者証 ※未納の保険料がある場合は精算をお済ませください。
重度障害老人健康管理費支給制度		重度障害老人健康管理費支給制度を受けられるときは、速やかに届け出てください(所得制限あり)。 【手続きに必要となるもの】 後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳又は療育手帳、本人名義の預(貯)金通帳、印鑑、課税証明書(全項目証明)	重度障害老人健康管理費支給制度を受けられるときは、転出後、速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 対象者証(認定シール)

	市の窓口	転入された場合	転出される場合
敬老乗車証		満70歳以上の方には、敬老乗車証を交付します(一部の方を除き負担金が必要です)。 【手続きに必要となるもの】 公的な証書(健康保険証など)	敬老乗車証を利用しておられる場合は、転出後、速やかに届け出てください。市内での住所変更の場合、届出は必要ありません。 【手続きに必要となるもの】 敬老乗車証
介護サービス	各区役所・支所 福祉部(福祉事務所) 福祉介護課、 京北出張所 福祉担当 ☎はP30～32	区役所・支所等の介護保険担当で手続きをしてください。	区役所・支所等の介護保険担当で手続きをしてください。 【手続きに必要となるもの】 被保険者証、各種減額証(お持ちの方) ※未納の保険料がある場合は精算をお済ませください。
老人医療、母子家庭等医療、重度心身障害者医療		左記の福祉医療制度を受ける場合は、転入後、速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 ●老人医療、重度心身障害者医療 健康保険証、課税証明書(全項目証明)、印鑑、障害者手帳(重度心身障害者医療の場合)等 ●母子家庭等医療 健康保険証、戸籍謄本、印鑑、課税証明書(全項目証明)等 ※配偶者が重度障害者の場合は、その方の身体障害者手帳(→P20参照)が必要	左記の医療制度を受けておられる場合は、転出後、速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 受給者証
子ども医療	京都市地域福祉課・児童家庭課 合同分室 ☎251-1123 <small>(受付及び一般的な制度内容のお問合せは各区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当でも承ります)</small>	子ども医療制度を受ける場合は、転入後、速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 健康保険証(子どもの名前の記載があるもの)	
児童手当		児童手当を受給しておられる場合は、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に手続きしてください。手続きが遅れると請求日の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。 【手続きに必要となるもの】 ・請求者の預金通帳 ・印鑑 ・請求者が厚生年金又は共済組合加入者である場合は、健康保険被保険者証、共済組合員証	児童手当を受給しておられる場合は、転出証明書受理後、手続きをしてください。 【手続きに必要となるもの】 印鑑
特別児童扶養手当・児童扶養手当		児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給しておられる場合は、転入後、速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 ●児童扶養手当 該当する手当証書、印鑑、受給者の預金通帳 ●特別児童扶養手当 該当する手当証書、印鑑、口座番号のわかるもの(届出用紙に金融機関の証明印を要します)、世帯全員の住民票(府外からの転入の場合)	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給しておられる場合は、転出証明書受理後、速やかに届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 該当する手当証書、印鑑
介護サービス以外の介護	各区役所・支所 福祉部(福祉事務所) 支援(支援保護)課、 京北出張所 福祉担当 ☎はP30～32	サービスの利用を希望される場合は、区役所・支所等の高齢福祉担当で手続きをしてください。	「緊急通報システム」、「徘徊高齢者あんしんサービス」を利用しておられる場合は、速やかに届け出て、機器の返還の手続きをしてください。
障害者手当		障害児福祉手当又は特別障害者手当を受給しておられる場合は、転入後14日以内に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 身体障害者手帳、療育手帳、認定通知書、印鑑	障害児福祉手当又は特別障害者手当を受給しておられる場合は、転出後14日以内に転出先の自治体に届け出てください。
更生医療		自立支援医療(更生医療)を受けておられる場合は、転入後、速やかに担当課に届け出てください。	自立支援医療(更生医療)を受けておられる場合は、転出後、速やかに担当課に届け出てください。
療育手帳・身体障害者手帳		身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの場合は、転入後、速やかに担当課に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 変更届、手帳、印鑑、写真(タテ4cm ヨコ3cm)	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合は、転出後、速やかに担当課に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 変更届、手帳、印鑑

	市の窓口	転入された場合	転出される場合
自立支援医療 (育成医療、精神通院医療) 参照 P20	各区役所 保健部(保健センター) 健康づくり推進課、 各支所 健康づくり推進室 (保健センター支所)、 京北出張所 保健担当 ☎はP30～32	自立支援医療(育成医療、精神通院)を受けておられる場合は、転入後、速やかに担当課に届け出てください。	自立支援医療(育成医療、精神通院)を受けておられる場合は、転出後、速やかに担当課に届け出てください。
精神障害者 保健福祉手帳 参照 P20	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、転入後、速やかに担当課に届け出てください。 【手続きに必要となるもの】 変更届、手帳、印鑑、写真(タテ4cm ヨコ3cm)	精神障害者保健福祉手帳については、転出先の自治体にお問い合わせください。	精神障害者保健福祉手帳については、転出先の自治体にお問い合わせください。
原動機付自転車	定置場が所在する 区役所・支所の 市民税課(課税課)、 京北出張所 ☎はP30～32 行財政局納税推進課 ☎213-5467	速やかに申告してください。 【手続きに必要となるもの】 窓口に来られる方の本人確認書類、廃車証明書(廃車されていない場合はナンバープレート)、所有者(納税義務者)の印鑑 ※代理人の場合は委任状が必要	速やかに申告してください。 【手続きに必要となるもの】 窓口に来られる方の本人確認書類、ナンバープレート、所有者(納税義務者)の印鑑 ※代理人の場合は委任状が必要

② ライフラインについて (上下水道・電気・ガスなど)

関西引越し手続きサービス

関西手続きワンストップ協議会
http://www.hikkoshi-onestop.jp/portal

インターネットを利用した各種引越し手続き(関西電力、大阪ガス、NTT西日本、NHK、京都市上下水道局等)をまとめて行うことができます。

上下水道

上下水道局の各営業所・地域事業課 ☎はP33
お客さま窓口サービスコーナー ☎672-7770

水道料金・下水道使用料のお支払いや水道の開栓・閉栓・名義変更等の各種申込、下水道の詰まりや排水路の清掃その他上下水道事業に関する相談は、お近くの営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお電話ください。なお、水道の開栓・閉栓・名義変更等の各種申込は、窓口、ホームページでも受け付けています。(簡易水道等については地域事業課まで)

上下水道局の各営業所	午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く
お客さま窓口サービスコーナー	平日 午前8時30分～午後7時 土・日・祝日 午前10時～午後5時 年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※修繕の申込、道路上の水漏れ、下水道の詰まりの連絡は、上記以外の時間においても電話で受け付けています。

※上・下水道修繕等は、京都市指定の工事業者へ依頼してください。工事業者の一覧は、上下水道局のホームページに掲載しています(パソコンのみ)。

→上下水道局ホームページアドレス
パソコン http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/
携帯電話 http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/page/0000032411.html

ガスの使用開始等

大阪ガスお客さまセンター ☎0120-8-94817
大阪ガス京滋導管部(ガスもれ通報専用電話) ☎0120-8-19424

ガスの使用開始・中止、ガス料金、ガス機器の修理などについては、大阪ガスお客さまセンターへお問合せください。ホームページからの申込も受け付けています。なお、ガスくさいときはガスもれ通報専用電話(365日、24時間受付)をご利用ください。

電気の使用開始等

関西電力株式会社
京都営業所 ☎0800-777-8031
伏見営業所 ☎0800-777-8033

電気の使用開始・中止、電気料金などについては、関西電力株式会社各営業所へお問合せください。ホームページからの申込も受け付けています。

NHK放送の受信契約等

NHKふれあいセンター ☎0120-151515
(IP電話等でつながらない場合) ☎050-3786-5003 ※通話料有料

受信契約の申込、引越し手続きなどについては、NHKふれあいセンターへお問合せください。ホームページからの申込も受け付けています。

③ 税について

年の途中で引っ越された場合の住民税の納付先

- 市外から転入された場合
旧住所を管轄する市町村
- 市内の別の区に引っ越された場合
旧住所を管轄する区の区役所・支所市民税(課税)課
☎はP30～32

その年の1月1日に住所のあった市町村(又は市内の区)と都道府県へ納めることとなります。送付される納付書によって納めてください。

市税の納付場所

行財政局納税推進課 ☎366-0003

- ・京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出所、右京区役所京北出張所
 - ・京都市指定金融機関及び収納代理金融機関
 - ・近畿2府4県(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局
- ※京都市指定金融機関及び収納代理金融機関の詳細は、納税通知書とともに送付される納付書の裏面に御確認いただくか、担当課にお問合わせください。

④ 住まいを改めるための制度

市営住宅

京都市住宅供給公社 ☎223-2701

【募集の種類と申込方法】

一般選考	一般住宅	募集期間内に郵送受付	年4回 (4、6、9、12月) (単身者向けについては、年2回: 6、12月)
	単身者向け		
	親子ペア(※1) 多家族向け(※1)		
多回数落選者優先選考			年1回(9月)
特別空き家住宅(※1)(※2)			
シルバーハウジング(※1)			
子育て世帯優先選考			
ひとり親世帯等優先選考	各区役所・支所の福祉部等の窓口での受付	年1回(9月)	
障害者世帯等優先選考			
車いす専用住宅(※1)			
原子爆弾被爆者・引揚げ者世帯優先選考(※3)	保健福祉局地域福祉課の窓口での受付	年1回(9月)	
犯罪被害者優先選考(※3)	文化市民局くらし安全推進課の窓口での受付	年4回 (5、7、10、1月)	
DV被害者優先選考(※3)	文化市民局男女共同参画推進課の窓口での受付		
火事・災害などり災世帯等(※3)	被災者向け住宅情報センター(☎223-0750)までお問合わせください。	随時	

(※1)空き家がない場合は、募集を行いません。
(※2)前入居者の方がお部屋の中でお亡くなりになりましたが、部屋自体に重大な損傷もなく、所定の整備後において何ら遜色なく使用することが可能な住宅です。

【申込用紙の配布方法】

各募集月の当初に配布します。くわしい日程、内容、申込資格等については、4、6、9、12月の1日付けの市民しんぶんをご覧ください。なお、(※3)については各窓口へお問合わせください。

【申込用紙の配布場所】

- ・京都市住宅供給公社
- ・区役所・支所の地域力推進室
- ・市役所の庁舎案内所
- ・京都市すまい体験館

【家賃】

毎年度、入居者からの申告に基づく収入と、住宅の規模や立地条件、建設時からの経過年数などによって、家賃を決定します。

とく・ゆう・ちん(特定優良賃貸住宅)

京都市住宅供給公社 ☎257-4707

とく・ゆう・ちんとは、ファミリー向けの優良な賃貸住宅として、市の認定を受けた民間の賃貸住宅です。
【入居申込】 随時、申込を受け付けています(入居要件あり)。
【家賃補助】 所得に応じて家賃補助があります。

高優賃(高齢者向け優良賃貸住宅)

京都市住宅供給公社 ☎257-4707

高優賃とは、高齢者向けの優良な賃貸住宅(バリアフリー化や緊急通報システムの設置等)として、市の認定を受けた民間の賃貸住宅です。
【入居申込】 空き家発生の都度、公募を行います(入居要件あり)。
【家賃補助】 所得に応じて家賃補助があります。

サービス付き高齢者向け住宅

都市計画局住宅政策課 ☎222-3666

高齢の単身・夫婦世帯の方が安心して生活できる良好な居住環境と専門家による見守りサービス等が提供される市へ登録された民間の賃貸住宅(有料老人ホームも含む)です。この住宅については、住宅政策課で登録簿を閲覧することが可能なほか、インターネット上の「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のサイトにおいて、登録住宅に関する情報が公開されています。



結婚・離婚されたとき

婚姻届

各区役所・支所市民窓口課、出張所 ☎はP30～32
（※市役所では手続きできません。）

夫になる方と妻になる方が、本籍地又は住所地において届け出てください。届出の日から効力が生じます。

【手続きに必要なもの】

- ・婚姻届(成人証人2人の署名押印が必要)
- ・夫になる方と妻になる方の印鑑(一方は旧姓のもの)
- ・戸籍謄本(本籍地以外に届出をする場合に必要)
- ・窓口に来られる方の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類

離婚届

各区役所・支所市民窓口課、出張所 ☎はP30～32
（※市役所では手続きできません。）

夫と妻が、本籍地又は住所地において届け出てください。届出の日から効力が生じます。

【手続きに必要なもの】

- ・離婚届(成人証人2人の署名押印が必要)
- ・夫と妻の印鑑
- ・戸籍謄本(本籍地以外に届出をする場合に必要、もとの戸籍に戻る場合はもとの戸籍謄本も必要)
- ・窓口に来られる方の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類

国民年金

各区役所・支所保険年金課、京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

●結婚の際

第3号被保険者に該当する場合は、配偶者の事業所を通じて手続きをしてください。

●離婚の際

第3号被保険者から第1号被保険者になる方は、本人又は代理人の方が手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

年金手帳、印鑑、離婚日がわかるもの

児童扶養手当

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

ひとり親家庭等で、18歳になって最初の3月31日までの児童又は20歳未満で概ね中度以上の障害のある児童を扶養している方に支給します(所得制限あり)。

【手続きに必要なもの】

印鑑、戸籍謄本、健康保険証、年金手帳、預金通帳など

【手当の額】

所得に応じて次のいずれかの額(月額)

児童1人	全部支給	41,430円
	一部支給	41,420円～ 9,780円
児童2人	全部支給	46,430円
	一部支給	46,420円～14,780円

児童3人目以降は、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

児童手当

参照 P13

京都市地域福祉課・児童家庭課合同分室
☎251-1123(公務員の方は各職場)

(受付及び一般的な制度内容のお問合せは各区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当でも承ります。)

結婚等により新たに中学校修了前の児童を養育することになったときは、児童手当の請求手続きが必要です。父母がともに児童を養育している場合は、生計を維持する程度の高い方が請求者となります。生計を維持する程度の高い方とは、家計においてより中心的な役割を果たしている方で、収入が高い方、住民票の世帯主、健康保険上児童を扶養している方等がこれに当たります。

離婚に伴い、受給者を変更する場合は、今まで手当を受けていた方は消滅届を、これから手当を受ける方は新たに請求書を提出する必要があります。

※受給資格が生じた日又は手当額が増額する事由が生じた日(異動日)の翌日から15日以内に手続きをしてください。異動日の翌月分から支給します。手続きが遅れると請求日の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

母子家庭等医療費支給制度

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

母子家庭の母親と児童、又は両親のいない児童等が、医療機関等にかかれた場合に健康保険の自己負担額を支給します。次の要件のいずれにも該当することが必要です(生活保護を受給している場合等、対象とならない場合があります)。

- ・京都市内に住所を有していること
- ・健康保険に加入していること
- ・世帯の主たる生計維持者の所得が一定額以下であること

【手続きに必要なもの】

- 結婚の際 受給者証
- 離婚の際 健康保険証、印鑑、戸籍謄本等

母子寡婦福祉資金貸付

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

母子家庭や寡婦の方の経済的自立や生活向上を支援するため、子どもの修学資金等の貸付を行います。



子どもが生まれるとき

母子健康手帳の交付

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30～32

妊娠された場合は、できるだけ早期に保健センター・支所に届け出てください。保健センターの保健師による面談後、母子健康手帳と妊婦健康診査受診券綴(国が定める標準的な検査項目について妊娠期間中14回分)をお渡しします。また、各保健センター・支所の保健師・助産師等が初妊婦等のご家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談をお受けします。

【手続きに必要なもの】

妊娠届、免許証等妊婦の住所を確認する書類(代理人の場合は本人確認書類)

入院助産制度

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

経済的理由により、出産のための入院が困難な妊産婦の方が指定の助産施設(病院)に入院利用できる制度です。事前の申込手続きが必要です(所得制限あり)。

出生届

各区役所・支所市民窓口課、出張所 ☎はP30～32
（※市役所では手続きできません。）

子どもが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に出生届を出してください。

【手続きに必要なもの】

出生届(出生証明書)、届出人の印鑑、母子健康手帳

国民健康保険

各区役所・支所保険年金課、京北出張所福祉担当
☎はP30～32

お生まれになったお子様が国民健康保険に加入される場合は、生まれてから14日以内に世帯主又は代理人により届け出てください。また、国民健康保険に加入されている方が出産されたときは、出産育児一時金が支給されます。詳細については、窓口でお尋ねください。

【加入手続きに必要なもの】

世帯主の保険証、母子健康手帳、届け出に来られた方の本人であることを証明するもの(運転免許証、パスポート等)、印鑑

児童手当

京都市地域福祉課・児童家庭課合同分室
☎251-1123(公務員の方は各職場)

(受付及び一般的な制度内容のお問合せは各区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当でも承ります。)

お子様が生まれた日(異動日)の翌日から15日以内に手続きをしてください。異動日の翌月分からの支給となります。手続きが遅れると、請求日の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

【手続きに必要なもの】

- ・請求者の預金通帳
- ・印鑑
- ・請求者が厚生年金又は共済組合加入者である場合は、健康保険被保険者証、共済組合員証

【手当の額(児童1人あたり)】

所得基準未満の方

- ・0歳～3歳未満 月額15,000円(一律)
- ・3歳～小学校修了前 月額10,000円(第1子・2子)

月額15,000円(第3子以降)

・中学生 月額10,000円(一律)

所得基準以上の方

- ・児童の年齢に関わらず 月額5,000円 (一律)

新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30～32

出産された方は出生通知書(ハガキ)を出してください。出生通知書を提出していただくと、各保健センター・支所の保健師・助産師等がご自宅を訪問し、育児や産後の生活のご相談をお受けします。

【手続きに必要なもの】

母子健康手帳にはさみこんでいる「出生通知書」(ハガキ)を保健センター・支所へ郵送又は持参してください。

未熟児養育医療

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30～32

入院が必要な未熟児が、指定の医療機関に入院した場合に保険診療の自己負担相当額を公費負担します。

【対象】

出生時体重2,000g以下の新生児、重症黄疸など状態の悪い未熟児

育児支援ヘルパー派遣事業

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30～32

産後の体調不良や育児不安を抱えるお母さんのいるご家庭に、家事や育児を行うヘルパーを派遣し、安心して子育てができるようお手伝いします。

【対象等】

新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)等を通じて、市がこの事業による支援が特に必要であると認めたご家庭

第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

母親が第3子以降の子又は多胎児の出産前後で、家事又は育児を行うことが困難な家庭に家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣します。

【派遣期間】

出産予定日の2か月前から出産(予定)日の2か月後まで(多胎児出産の場合は出産(予定)日の1年後まで)

【派遣日時等】

月～日曜日までの毎日(年末年始を除く) 午前7時30分～午後7時1日1回、1回当たり2時間以内、16回以内(多胎児出産の場合は32回以内)

【利用料】 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料
その他の世帯(1時間当たり) 800円



児童扶養手当 参照 P12

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

ひとり親家庭等で、18歳になって最初の3月31日までの児童又は20歳未満で概ね中度以上の障害のある児童を扶養しておられる方に支給します(所得制限あり)。

乳幼児健康診査

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

定期健診及び乳幼児の相談を、4か月・8か月・1歳6か月・3歳(3歳3か月)児を対象に行っています(ただし、1歳6か月・3歳(3歳3か月)児対象の定期健診及び乳幼児の相談は京北出張所では実施していません)。対象児には事前に個別通知をしています。

子ども医療費支給制度

京都市地域福祉課・児童家庭課合同分室
☎251-1123

(受付及び一般的な制度内容のお問合せは各区役所・支所福祉介護課、
京北出張所福祉担当でも承ります。)

健康保険に加入している小学校6年生までの子どもの保健・福祉の向上を図るため、入院・通院にかかる医療費の一部を支給します。

【手続きに必要なもの】

健康保険証(子どもの名前の記載があるもの)

一部負担金	
入院	1医療機関につき1か月200円必要です。
通院	1医療機関につき1か月200円必要です。3歳以上の方は、1か月の自己負担額が3,000円を超えた場合、超えた額が申請により支給されます。

母子家庭等医療費支給制度 参照 P12

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

母子家庭の母親と児童、又は両親のいない児童等が、医療機関等にかかられた場合に、健康保険の自己負担額を支給します(所得制限あり)。

【手続きに必要なもの】

健康保険証、印鑑、戸籍謄本等

小児慢性特定疾患治療研究事業

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

慢性腎炎、慢性心疾患等の特定疾患にかかっている18歳未満(ただし、18歳になる時点で給付を受けている場合は20歳未満)の方が指定の医療機関で治療を受ける場合に、保険診療の自己負担額を一部公費負担します。

障害児福祉手当・特別児童扶養手当

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

●障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とされる20歳未満の在宅及び入院中の重度障害児に支給します。ただし、本人、その配偶者又は本人の扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、支給が停止されます。

【手当の額】 月額14,280円(平成24年度)

●特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の児童を養育される方に支給します。なお、所得が一定以上ある場合は支給されません。

【手当の額】 児童1人につき 1級障害の場合 月額50,400円(平成24年度)
2級障害の場合 月額33,570円(同上)

乳幼児歯科相談事業

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
☎はP30～32

0歳児から就学前までの乳幼児を対象として、歯科医師と歯科衛生士による、歯科健診、相談、歯科保健指導を行っています。

【実施】

保健センター及び保健センター支所で隔月に実施(予約制)

【費用】

無料

フッ化物歯面塗布事業

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
☎はP30～32

受診時に京都市にお住まいの2～3歳児(2歳のお誕生日から4歳のお誕生日の前日まで)の幼児を対象に、母子健康手帳に添付の「フッ化物歯面塗布受診票」を利用し、むし歯予防のためのフッ化物歯面塗布が1回受診できます。

【実施】

市内指定医療機関

【費用】

無料

予防接種

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づき、次のとおり定期的予防接種を実施していますので、対象年齢の方は接種されることをお勧めします。接種をされる際には、母子健康手帳別冊「予防接種と子どもの健康」や予防接種協力医療機関でお渡しする説明ビラをお読みいただき、それぞれの予防接種の効果と副反応をよくご理解いただいたうえで接種してください。

【定期的予防接種(予防接種法に基づくもの)】

種類	接種年齢	接種回数	実施期間	実施場所	料金
百日せき ジフテリア 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ) (DPT-IPV)	生後3月から90月(7歳6か月)に至るまでの間にある人	・第1期初回接種 20～56日の間隔を置いて3回 ・第1期追加接種 初回接種終了後、6月以上の間隔を置いて1回	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	無料
(DT)	11歳以上13歳未満の人(標準として11歳の人)	・第2期 1回			
麻しん 風しん (MR又は単抗原)	生後12月から24月に至るまでの間にある人	・第1期 1回			
	5歳以上7歳未満で、小学校に入学する前の年の4月2日から入学する年の3月31日までの間にある人(いわゆる幼稚園の年長児に相当する人)	・第2期 1回	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	無料
日本脳炎	生後36月(3歳)から90月(7歳6か月)に至るまでの間にある人	・第1期初回接種 6～28日の間隔をあけて2回 ・第1期追加接種 初回接種終了後、概ね1年後に1回			
	9歳以上13歳未満の人(標準として9歳の人)	・第2期 1回			
	平成7年4月2日～平成19年4月2日生まれで20歳未満の人に対する第1期・第2期接種	・第1期 6日以上の間隔をあけて、第1期の接種不足回数分 ・第2期 9歳以上の人に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔をあけて1回	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	無料
	平成19年4月2日以降生まれで、生後36月(3歳)以上の人に対する第1期接種(ただし、平成22年3月31日までに第1期接種が終了していない人に限る)	・第1期 6日以上の間隔をあけて、第1期の接種不足回数分			
結核 (BCG)	生後1歳未満	1回	保健センターから対象者にお知らせ(1回のみ)します。	保健センター	無料

【任意の予防接種(予防接種法に基づかないもの)】

種類	接種年齢等	接種回数	実施期間	実施場所	料金
インフルエンザ菌b型(ヒブ)	2か月齢以上7か月齢未満	4回(4～8週間の間隔を置いて3回、3回目から7～13月の間に1回)			
	7か月齢以上1歳未満	3回(4～8週間の間隔を置いて2回、2回目から7～13月の間に1回)	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	無料
	1歳以上5歳未満	1回			
小児用肺炎球菌	2か月齢以上7か月齢未満	4回(1歳になるまでに、27日以上の間隔を置いて3回、4回目(標準として12か月齢～15か月齢)は3回目から60日以上の間隔を置いて1回)			
	7か月齢以上1歳未満	3回(27日以上の間隔を置いて2回、3回目は2回目から60日以上の間隔を置いて、1歳になった後に1回)	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	無料
	1歳以上2歳未満	60日以上の間隔を置いて2回			
	2歳以上5歳未満	1回			
子宮頸がん	13歳となる日の属する年度の初日～16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	3回(初回から1月又は2月の間隔を置いて2回目、初回から6月の間隔を置いて3回目)	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	無料

・定められた接種間隔を守ってください。

・上記の情報は平成25年2月1日現在のものです。

平成25年4月には、ヒブ、小児用肺炎球菌及び子宮頸がんの定期接種化等の予防接種制度の改正が予定されています。これに伴う法令改正に基づき上記の情報が変更になることがありますので、最新の情報につきましては、京都市HP等で必ずご確認ください。

放課後ほっと広場

保健福祉局児童家庭課 ☎251-2380

児童館等が設置されていない小学校区において、「放課後まなび教室」と「学童クラブ」機能を有する事業とを緊密な連携のもと実施します。

【実施小学校】

小学校名	所在地	電話番号
京極小学校	上京区染殿町658	☎231-0999
下鴨小学校	左京区下鴨宮崎町4	☎781-1106
西大路小学校	下京区七条御所ノ内西町71-1	☎313-0323
九条弘道小学校	南区西九条春日町13	☎671-1107
嵯峨小学校	右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1	☎861-1566
花園小学校	右京区花園車道町1	☎822-2320
竹の里小学校	西京区大原野東竹の里4-1	☎332-3302
北醍醐小学校	伏見区醍醐片山町11	☎572-4455

障害のある児童のはあとステイ事業

保健福祉局児童家庭課 ☎251-2380

長期休業期間において昼間留守家庭の障害のある小学校5、6年生の児童を対象に、市内の児童館において介助支援を行うとともに、同世代の児童との交流を図る事業です。

【開館時間】 午前9時～午後5時

【利用料】 1日(4時間を超える)利用の場合 1,500円
半日(4時間以内)利用の場合 800円

※他に実費が必要な場合があります。

市立中学校

教育委員会事務局調査課 ☎222-3772

在学している小学校を通じて就学通知書及び入学届が1月下旬に保護者に配布されます。就学通知書から入学届を切り取り、必要事項を記入のうえ、在学している小学校に提出してください。

子どもを共に育む 京都市民憲章

「子どもを共に育む京都市民憲章」は、子どもたちを健やかに育む社会を築くために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、市民の皆様との協働により、平成19(2007)年2月5日に制定されました。

わたしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆(きずな)を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

ファミリーサポート事業

京都市ファミリーサポートセンター ☎255-2234

育児の援助を受けたい人(依頼会員:おねがいさん)と育児の援助をしたい人(提供会員:おまかせさん)とが、会員となって育児を助け合う事業です。保育施設等の開始前や終了後の送迎、学童保育終了後の子どもの預かり、冠婚葬祭の際の子どもの預かりなどの場合に利用できます。なお、利用に当たってはあらかじめ会員登録をする必要があります。

【対象】 京都市内に住まい、又は勤務していて、満12歳までの子どもがおられる方又は妊婦

【利用料(報酬)】

平日(月～金)午前7時～午後7時	1時間あたり	700円
上記以外	1時間あたり	900円

→(社)京都市児童館学童連盟 <http://www.kyo-yancha.ne.jp/>

学童クラブ事業

保健福祉局児童家庭課 ☎251-2380

昼間留守家庭の小学校1年生から3年生(障害のある児童については4年生)までの児童を市内の児童館や学童保育所でお預かりします。

【実施日】

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

【実施時間】

月曜日～金曜日 学校下校時～午後6時30分

土曜日及び学校長期休業中等 午前8時30分～午後6時30分

→申込方法、費用負担及び児童館・学童保育所の所在地

<http://www.kyo-yancha.ne.jp/>

地域子育て支援ステーション

保健福祉局児童家庭課 ☎251-2380

身近な地域の子育てネットワークの拠点として、保育所(園)や児童館の中から、「地域子育て支援ステーション」を指定し、子育て講座や園庭開放、子育てに関する情報提供など、子育て中のご家庭に気軽に利用していただけるよう様々な取組を行っています。

→実施施設一覧

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000044897.html>

児童館

保健福祉局児童家庭課 ☎251-2380

児童に安全な遊び場を提供する施設です。

【開館時間】 午前10時～午後6時30分

【休館日】 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

【利用対象】 18歳未満の児童とその保護者

【利用方法】 ご自由に来館ください

→児童館の所在地 <http://www.kyo-yancha.ne.jp/>

放課後まなび教室

教育委員会事務局生涯学習部 ☎254-5015

放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を充実させるため、市立小学校の児童を対象に余裕教室や図書室等の学校施設を活用し、地域・保護者・学生等の支援のもと、子どもたちが宿題や予習復習・読書等の自主学習や文化的活動等を行う事業です。

幼稚園

●市立 教育委員会事務局学校指導課 ☎222-3806

●私立 下記のとおり

●市立幼稚園

【入園申込】

随時受け付けています。また、新年度の園児については、11月初旬に入園願書の交付・受付をします。

【保育料等】 月額(平成25年度) 12,000円(ただし8月は不要) 入園料 20,000円

他に、PTA会費、教材費等が必要です。また、保育料・入園料は減免制度があります。詳しくは各園にお問合せください。

●私立幼稚園

各幼稚園又は(社)京都府私立幼稚園連盟(☎344-0771)、(社)京都市私立幼稚園協会(☎257-0375)にお問合せください。

こどもみらい館

中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1 ☎254-5001

乳幼児の子育てを支援するため、「相談」「研究」「研修」「情報発信」を4つの柱とし、保育所・幼稚園、私立・公立・国立の垣根を越えた取組を行っています。また親同士の交流、ボランティア養成等の事業を展開する中で、家庭・地域の教育力の向上、関係機関のネットワークの形成などを進めています。

【開館時間】 午前9時～午後9時(日・祝は午後5時まで)

【休館日】 火曜日(祝日の場合はその後の祝日でない日)、年末年始

(12月28日～1月4日)

市立小学校

教育委員会事務局調査課 ☎222-3772

各区役所・支所市民窓口課、出張所 ☎はP30～32

当該年度中に満6歳に達する児童の保護者に対し、各区役所・支所(市民窓口課)、出張所から就学通知書及び入学届が10月下旬に郵送されます。就学通知書から入学届を切り取り、必要事項を記入のうえ、指定の小学校に提出してください。

市立総合支援学校・ 市立小中学校育成学級

教育委員会事務局総合育成支援課 ☎352-2285

入学・入級等についてのご相談は、地域の学校へお問合せください。

→各総合支援学校はP35

子育て支援短期利用事業

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、

京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

保護者の病気や仕事などの理由で、家庭で子どもを見られない場合に、一定期間、児童を福祉施設でお預かりします(所得によって利用料金がかかります)。

・ショートステイ 原則6泊7日間以内の短期において小学校修了までの子どもを対象に実施しています。

・トワイライトステイ 小学生を対象に原則午後5時から午後10時まで実施しています。

→実施している施設はP35

保育所

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

保護者の仕事や病気などで、家庭で子どもの保育ができない場合に保護者にかわって保育します。

【入所申込】

随時受付のほか、年度当初の入所については、11月上旬から保育所・福祉事務所等で申込書を配布します。また1月には入所の一斉面接があります。申込書配布や申込受付、一斉面接等は毎年「市民しんぶん」でお知らせしています。

【保育料】

子どもの年齢、扶養義務者の所得状況、保育時間帯などにより決定します。

→保育所一覧

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000054110.html>

・保育所の通常の保育時間は午前8時30分～午後5時ですが、保護者の就労形態等に応じ、延長保育、一時保育や休日保育をはじめとしたさまざまなサービスを行っています。

●一時保育

保護者の病気や仕事、リフレッシュなどの理由で一時的に保育を必要とする場合に、保育所で子どもをお預かりします。

●休日保育

休日に保護者の病気や仕事などの理由で保育が必要になった場合に、保育所で子どもをお預かりします。

→一時保育・休日保育を行っている保育所はP34

昼間里親(京(みやこ)・ベビーハウス)

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

保護者の仕事や病気などで、家庭で保育ができない3歳未満(花脊、大原地域にある昼間里親においては、小学校就学前まで)の子どもを、昼間、個人の自宅等の家庭的な雰囲気の中で保育する、本市独自の制度です。入所申込等、詳しくはお問合せください。

【保育時間】 午前8時30分～午後5時

(必要に応じて、午前7時30分から午後6時まで延長)

【保育料】 扶養義務者の所得状況、保育時間帯などにより決定します。

→昼間里親一覧

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000003194.html>

病児・病後児保育事業 (病氣中・病氣回復期の保育)

保健福祉局保育課 ☎251-2390

病氣中(病児)・病氣回復期(病後児)にある子どもの育児を、仕事等の都合で家庭でできない方のために、医療機関に付設された施設で一時保育を実施しています。(申込みは直接実施施設へ)

→実施している医療機関はP34

いきいきとすごすとき

① 健康づくりのために

訪問指導

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

健康づくりの観点から、必要な方に保健師等が訪問し、保健指導を行っています。

成人・妊婦歯科相談

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32

むし歯・歯周病の早期発見と予防のため、保健センターにおいて、毎月1回(支所は隔月)、妊産婦及び18歳以上の方を対象に、歯科医師と歯科衛生士による歯科健診・相談・保健指導を行っています。実施日は各保健センターにお問合せください。

●口腔機能相談

65歳以上の方には口腔機能向上のための助言及び相談を行っています。

健康相談・健康教育

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

心身の健康に関する相談や必要な指導・助言、健康についての正しい知識を広めるためのメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)予防や禁煙などの各種教室を開催しています。

成人用肺炎球菌ワクチン接種の一部公費負担

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

肺炎による重篤化が懸念される方を対象に、成人用肺炎球菌ワクチン接種の一部公費負担を実施しています。

種類	対象	接種回数	実施期間	実施場所	料金
成人用肺炎球菌ワクチン	75歳以上、かつ、内部障害による身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている京都市民	1回	年間を通じて接種できます。	京都市協力医療機関	4,000円 (市・府民税非課税者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者は減免制度有。)

不妊治療費助成制度

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32

不妊治療を受けておられるご夫婦の経済的負担の軽減を目的として、医療保険が適用される不妊治療及び人工受精を対象として治療に要した医療費の一部を助成しています。

【助成金額】

京都市内に居住している間に受けた治療に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成します。ただし、助成額は1年度(4月1日～3月31日)の治療につき、お一人当たり6万円(人工受精を行った場合は、お一人当たり10万円)を限度とします。

特定不妊治療費助成事業

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32

不妊治療を受けておられるご夫婦の経済的負担の軽減を目的として、指定の医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を対象として治療に要した医療費の一部を助成しています。

【助成金額】

治療1回につき15万円まで1年度当たり初年度は3回、次年度以降は2回を限度とし、通算5年度、通算10回を超えない範囲で助成します(ただし、所得制限があります)。

青年期健康診査

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)
☎はP30～32

18歳から39歳までの健康診査を受ける機会のない方を対象に健康診査(問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査、医師による診察)及び結果指導を行っています。実施日は各保健センターにお問合せください。
【費用】 500円

中・高年の方の健康診査

保健福祉局保険年金課 ☎213-5862
※印対象の方は保健福祉局保健医療課 ☎222-3419

メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防・改善に重点を置いた特定健康診査等を実施しています。

	対象	検査項目	費用
特定健康診査	京都市国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方	問診、身体計測、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図(65歳以上は全員、65歳未満は医師が必要と認めた方)	65歳未満: 500円 65歳以上: 無料
健康診査	後期高齢者医療制度に加入している方 ※生活保護を受給している40歳以上の方(健康保険に加入されている方を除く)		無料

○上記以外の方は、加入されている健康保険にお問合せください。

歯周疾患予防健診

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32

満40、45、50、55、60、65、70歳の方を対象に、指定医療機関において歯周組織検査や口腔内一般検査を行い、それに基づく歯科保健指導を行っています。
【費用】 500円

がん検診

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

がんの早期発見・予防のために各種がん検診を実施しています。

種類	対象	検査項目と費用
肺がん検診	40歳以上の方(毎年受診)	胸部X線撮影 無料 喀痰細胞診検査 1,000円
胃がん検診	40歳以上の方(毎年受診)	バリウムによる胃部X線撮影 1,000円
大腸がん検診	40歳以上の方(毎年受診)	便潜血検査 300円
乳がん検診	30歳以上の女性(2年に1回受診)	30歳代 エコー、視触診 40歳以上 マンモグラフィ、視触診 いずれも1,300円
子宮がん検診	20歳以上の女性(2年に1回受診)	子宮頸部細胞診 1,000円 子宮頸部細胞診と子宮体部細胞診 1,700円
前立腺がん検診	50歳以上の男性(2年に1回受診)	血液検査(PSA検査) 1,500円

HIV(エイズ)・性感染症の相談・検査(無料・匿名)

●HIV(エイズ)・性感染症の相談

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32
保健福祉局保健医療課 ☎222-4421

●土曜HIV即日検査(要予約)

【日時】 毎月第1・3土曜日 午後4時～午後6時
【場所】 (財)京都工場保健会
中京区西ノ京北壺井町67 受付2F
【予約】 平日 午前9時～午後5時
(財)京都工場保健会HIV検査予約係 ☎0120-636-040
【その他】 ・結果は原則1～2時間後に面接通知します。
・要確認となった場合、検査結果は約2週間後になります。

●HIV・性感染症同時検査(予約不要)

市内の各保健センターで週一回実施(実施日は各保健センターへお問合せください)。HIV検査に併せて、性感染症検査[梅毒、淋菌、クラミジア、肝炎ウイルス(B型・C型)]も同時に無料で受けることができます。※検査結果は、2週間後の同じ曜日・時間に面接にて通知します。

●夜間HIV即日検査(要予約)

【日時】 毎月第2・4木曜日(祝日の場合は中止)
午後6時～午後7時30分
【場所】 下京保健センター2階
【予約】 平日 午前9時～午後5時30分
保健福祉局保健医療課 ☎222-4421
【その他】 ・結果は原則1～2時間後に面接通知します。
・要確認となった場合、検査結果は約2週間後になります。

肝炎ウイルス検査(無料)

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32
京北病院 ☎854-0221

肝炎ウイルスの感染に不安を持つ方を対象に、肝炎ウイルス検査を実施しています。一度検査を受け、C型肝炎ウイルスに感染していないことが判明した方につきましては、再度検査を受ける必要はありません。市内の各保健センターで週1回、支所は月1回実施(実施日は各保健センター・支所へお問合せください)。ただし、京北地域については京北病院にて実施(詳細については、京北病院へお問合せください)。

骨粗しょう症予防健康診査

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所) ☎はP30～32

骨粗しょう症を予防するために、18歳から70歳までの方を対象に、骨塩定量検査及び結果指導を行っています。実施日は各保健センターにお問合せください(妊婦の方及び妊娠している可能性のある方はご遠慮ください)。

【費用】 1,000円

難病患者等居宅生活支援事業

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

難病により在宅で療養しておられる方の生活を支援するため、ホームヘルパー派遣、短期入所及び日常生活用具給付のサービスを行っています。平成25年4月以降は障害福祉サービスの制度により、支援が受けられることとなります。詳細は保健福祉局保健医療課(☎222-3419)までお問合せください。

難病患者医療相談・講演会

保健福祉局保健医療課 ☎222-3419
(予約先:NPO法人京都難病連 ☎822-2691)

難病にかかっておられる方を対象に、専門医を招いて医療相談会と講演会を開催しています。医療相談をご希望の方は、事前の予約が必要です。

難病患者訪問相談

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

難病により在宅で療養しておられる方の生活を支援するため、保健センターの保健師等が訪問により生活上の相談や助言を行っています。

② 高齢者の方のために

老人福祉センター

各老人福祉センター ☎はP37
保健福祉局長寿福祉課 ☎251-1106

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに生活、健康などの相談にも応じます。
【対象】60歳以上の方
【料金】無料
【開所時間】午前9時～午後5時
【休所日】日曜日、祝日、その他の休日、12月29日～1月3日

③ 障害のある方のために

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

●身体障害者手帳・療育手帳

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

●精神障害者保健福祉手帳

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30~32

●身体障害者手帳

身体障害のある方に手帳を交付し、福祉施策や税控除等を受けるうえでの便宜を図っています。

●療育手帳

知的障害のある方に手帳を交付し、福祉施策や税控除等を受けるうえでの便宜を図っています。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方に手帳を交付し、福祉施策や税控除等を受けるうえでの便宜を図っています。

障害福祉サービスの利用手続

①各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

②各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30~32

③発達相談所発達相談課 ☎801-9182
保健福祉局障害保健福祉推進室 ☎222-4161

障害福祉サービス等を利用するには支給決定を受ける必要があります。介護給付を利用する場合は、児童を除き「障害程度区分認定」を受ける必要があります。

身体・知的障害のある方については上記①、精神障害のある方については上記②、児童については上記③(一部サービスは①又は②)において申請してください。障害程度区分や勘案事項、サービスの利用意向等を踏まえて、サービス支給量を決定し、利用者負担上限月額と合わせて通知します。

【障害福祉サービス等の体系】

自立支援給付		地域生活支援事業	障害児支援
障害福祉サービス	介護給付	・居宅介護(ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援 ・共同生活介護(ケアホーム)	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所支援 等
	訓練等給付	・地域生活支援センター ・コミュニケーション支援 ・日常生活用具給付等 ・移動支援 ・地域活動支援センター ・地域生活支援センター・デイサービス	
自立支援医療	・更生医療 ・育成医療 ・精神通院	・福祉ホーム ・訪問入浴サービス ・日中一時支援 ・発達障害者支援センター ・社会参加促進事業等	
補装具			
地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援		

【利用者負担】

利用者負担は、所得(負担能力)に応じた負担(応能負担)となります。ただし、上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額が利用者負担となります。上限月額(0円の場合があります)を超えて利用者負担を支払われることがないよう、事業者により管理が行われます。(なお、本市独自の負担軽減を行っている場合があります。)

障害福祉サービス等利用者における本市独自の負担軽減策(新 京都方式)について

京都市では、障害者自立支援法の制度見直しによる利用者への影響が極めて大きかったことから、全国に先駆け、平成18年4月から負担を国基準の2分の1以下にすることや総合上限制度を実施するなど、独自の負担軽減策を講じてきました。平成22年以降は、制度改正により市民税非課税世帯の利用者負担が無料となったため、市民税課税世帯におけるケアホーム、グループホーム、障害児支援などの独自軽減策を継続するとともに、総合上限制度を継続しています。

障害のある方の医療・支援

名 称	問合せ先	内 容
重度心身障害者医療費支給制度	各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32	重度の心身障害のある方が、医療機関等にかかられた場合に、健康保険の自己負担額を支給します(障害の程度、所得金額等により制限があります)。
自立支援医療(更生医療)	各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32	身体障害者手帳に記載されている機能障害に対して医療を加えることによって、その障害を除去又は軽減し、日常生活や職業生活に適應するように改善する医療を給付します(ただし、指定医療機関に限る)。なお、原則として、医療費の1割の負担があります。
障害者自立支援医療特別対策費の支給	●18歳以上 各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32 ●18歳未満 各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30~32	障害に伴う身体機能の低下を補うための医療を継続的に受けられている身体障害のある方に対して、当該医療に係る医療費の一部を助成します(ぼうこう・直腸機能障害のある方が受けられるストマ(人工肛門、人工ぼうこう)の感染防止等に係る医療、呼吸器機能障害のある方が受けられる在宅酸素療法)。
自立支援医療(育成医療)	各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30~32	身体に障害のある乳幼児・児童が、生活能力を得るために指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用の一部公費負担します(所得制限があります)。
自立支援医療(精神通院)		精神障害のある方の通院による医療を促進し、かつ、適正医療を普及させるために指定医療機関で医療を受ける場合、保険診療における自己負担分を一部助成します(所得制限があります)。

名 称	問合せ先	内 容
重度障害老人健康管理費支給制度 参照 P23	各区役所・支所保険年金課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32	後期高齢者医療の被保険者で、重度の心身障害のある方が、医療機関にかかられる場合に負担する一部負担金相当額を支給します(障害の程度、所得金額等により制限があります)。
重度障害者タクシー料金助成	☞P23をご参照ください。	

特別障害者手当

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に支給します。ただし、重度障害者本人、その配偶者又は障害者の扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、支給を停止します。

【手当の額】 月額26,260円(平成24年度)

※日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児の方への手当に関しては、障害児福祉手当があります。くわしくはP14をご覧ください。

④ 住まいの安心・安全のために

住宅に関する融資や助成制度

名 称	概 要	問合せ先
あんぜん住宅改善資金融資制度	住宅のバリアフリーリフォーム、エコリフォーム、耐震改修及び耐震建て替え等を行う場合、一定の条件を満たす方に対して必要な資金の一部について低利率の融資をあっせんします。	都市計画局住宅政策課 ☎222-3666
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	一定の条件を満たす木造住宅を対象に、地震に対して安全な構造となるような耐震改修の計画、設計及び工事見積りに要する費用の一部を助成します。	京都市すまい耐震支援窓口 ☎644-5874
まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	耐震性が確実に向上する様々な工事を助成対象としてメニュー化。一定の条件を満たす木造住宅についてメニューの工事を行う場合、費用の一部を助成します。	
木造住宅耐震改修助成事業	一定の条件を満たす木造住宅の耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。	京都市すまい耐震改修助成事業
京町家等耐震改修助成事業	一定の条件を満たす京町家及び景観重要建造物等の耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。	
分譲マンション耐震診断助成事業	一定の条件を満たす分譲マンションの耐震診断を行う場合、費用の一部を助成します。	都市計画局建築安全推進課 ☎222-3613
分譲マンション耐震改修計画作成助成事業	一定の条件を満たす分譲マンションを対象に、地震に対して安全な構造となるような耐震改修の計画、設計及び工事見積りに要する費用の一部を助成します。	
分譲マンション耐震改修助成事業	一定の条件を満たす分譲マンションの耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。	都市計画局住宅政策課 ☎222-3666
分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業	一定の条件を満たす分譲マンションの共用部分のバリアフリー改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。	
住宅改修費の支給(介護保険制度)	介護保険で要支援・要介護認定を受けられた方のお住まいになる住宅において、必要な手すりの設置や段差解消等の工事を行う場合、費用の9割が介護保険から支給される制度です。	保健福祉局介護保険課 ☎213-5871

名 称	概 要	問合せ先
介護予防安心住まい推進事業	65歳以上の要支援・要介護認定を受けておられない方のうち「基本チェックリスト」により生活機能が低下しているおそれがあると判定された方、かつ市民税非課税世帯に属する方がお住まいの住宅において一定の条件を満たす改修工事を行う場合、工事費用の一部を助成します。	保健福祉局長寿福祉課 ☎251-1106
吹付けアスベスト除去等助成事業	一定の条件を満たす建築物のアスベスト対策(分析調査、除去等)を行う場合、費用の一部を助成します。	都市計画局建築安全推進課 ☎222-3613
狭あい道路整備事業	幅4メートル未満の道路のうち、京都市が指定した道路(2項道路)については、建て替え等を行う場合、原則として道路の中心から2メートル後退することが建築基準法で義務付けられており、この後退に係る道路後退杭及び道路中心線の支給、後退部分の整備費用の一部を助成します。	都市計画局建築指導課 ☎222-3620
緊急避難経路整備費助成事業	狭い行き止まりの道から安全な場所への避難を可能とする緊急避難経路をつくる(2方向以上に避難)工事費用を助成します。	
袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業	狭い行き止まりの道の入り口部分(袋路始端部)に建つ建物の、耐震・防火改修をする工事費用を助成します。	
袋路始端部の拡幅整備費助成事業	狭い行き止まりの道の入り口の幅を広げる工事費用を助成します。	

●太陽光発電システム設置助成制度、緑化助成制度について
☞『環境にやさしい京都での暮らし(P45)』をご覧ください。

木造住宅耐震診断士の派遣

京都市すまい耐震支援窓口 ☎644-5874

古い木造住宅の地震に対する安全性を評価するため、耐震診断士の派遣を行います。

【対象】 市内にある建築物で、昭和56年5月以前に着工された延べ床面積200㎡以下の木造の一戸建て又は長屋住宅

【料金】 2,000円

京町家耐震診断士の派遣

京都市すまい耐震支援窓口 ☎644-5874

京町家の地震に対する安全性を評価し、京都の貴重な歴史的資産である京町家を将来にわたって良好に保全・再生するために、京町家耐震診断士の派遣を行います。

【対象】 伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築された京町家等

【料金】 5,000円

分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度

京都市すまい体験館(南区東九条南烏丸町35-6)
☎693-5131

大規模修繕(耐震改修などのグレードアップ工事を含む)や建て替えを検討している分譲マンションの管理組合の相談に、専門家(アドバイザー)が応じます。

二次予防事業対象者把握事業

保健福祉局長寿福祉課 ☎251-1106
高齢サポート(地域包括支援センター) ☎はP36

寝たきりなど介護が必要な状態にならないよう、健康で自立した生活を送るために必要な「生活機能」の低下を早期発見することを目的に、「基本チェックリスト」(25の質問項目からなる判定票)の郵送・回収を実施しています。基本チェックリストの結果で生活機能の低下のおそれがあると判断された方は、心身の状況に応じて介護予防のためのサービスを受けることができます。

【対象】 介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)で要介護・要支援認定を受けておられない方

【手続き】 加入される健康保険によって時期は異なりますが、対象となられる方に基本チェックリストを郵送します。

【料金】 無料

介護予防事業(地域支援事業)

高齢サポート(地域包括支援センター)
地域介護予防推進センター ☎はP36~37

いつまでも要介護状態になることなく暮らせるよう介護予防のためにサービスを提供しています。高齢サポート(地域包括支援センター)でその方に適切なサービスの紹介や助言を行っています。

【対象】 介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)で要介護・要支援認定を受けておられない方

サービスの種類	実施場所	料 金	内 容
運動器の機能向上プログラム	各区地域介護予防推進センター等(地域に向いて実施しているところもあり)	無料	ストレッチや有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等の個別指導等
	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)	1,500円	介護予防のための講話やトレーニング機器を利用した筋力トレーニングの個別指導等
栄養改善プログラム	各区地域介護予防推進センター等(地域に向いて実施しているところもあり)	無料(実費相応分の負担がかかる場合があります)	「食べること」を通じて低栄養状態を改善するための、個別的な相談や集団的な教育
	京都市健康増進センター(ヘルスピア21)	500円~	
口腔機能向上プログラム	各区地域介護予防推進センター等(地域に向いて実施しているところもあり)	無料(実費相応分の負担がかかる場合があります)	「いつまでもおいしく食べ続けること」の基本となる口腔機能の訓練や指導等
訪問型介護予防事業	地域介護予防推進センターの保健師等がご自宅を訪問	無料	生活機能に合わせた相談・指導を実施(二次予防事業対象者※3)向けのみ
健康すこやか学級 ※1	学校の余裕教室等	無料(実費相応分の負担がかかる場合があります)	介護予防に関する講座やレクリエーション等
高齢者筋力トレーニング普及ボランティア養成講座 ※2	京都市健康増進センター(ヘルスピア21) ☎662-1300	無料	筋力トレーニングや介護予防の知識を地域で普及推進するボランティアを養成

※1 各区社会福祉協議会へお問合せください。

※2 京都市健康増進センター(ヘルスピア21)へお問合せください。

※3 基本チェックリスト(心とからだの元気度をチェックする25の質問項目からなる判定票)の結果、生活機能の低下が認められ、要介護状態になるおそれの高い方

介護保険サービス

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

高齢者の介護費用を、国・地方自治体と国民が負担し、社会全体で支える制度です。サービスを利用するには、申請を行い「要介護認定」又は「要支援認定」を受ける必要があります。認定を受けると、「要介護1~5」「要支援1・2」に区分され、それぞれの区分に応じたサービスが受けられます。

【対象】
第1号被保険者(65歳以上の方)

日常生活動作について常に介護が必要な方、家事や身じたく等の日常生活行為に支援が必要な方

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)

特定疾病(初老期認知症・脳血管疾患など老化に伴う病気やがん末期など)が原因で介護・支援が必要な方

【手続き】

お住まいの区の区役所・支所福祉介護課等に申請してください。申請はご本人又はご家族の他に、高齢サポート(地域包括支援センター)、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

【料金】

利用者負担は、原則、サービス費用の1割です。施設サービスなどを利用した場合は、食費・居住費(滞在費)、日常生活費が自己負担となります。また、介護保険から給付される利用限度額を超えた分は、全額が自己負担となります。

	介護予防サービス	介護サービス
居宅系サービス	<ul style="list-style-type: none">・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護(デイサービス)・介護予防認知症対応型通所介護*・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)・介護予防小規模多機能型居宅介護*・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)・介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具購入費の支給・介護予防住宅改修費の支給(手すりの取付けや段差の解消等)	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護(ホームヘルプサービス)・定期巡回随時対応型訪問介護看護*・夜間対応型訪問介護*・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護(デイサービス)・認知症対応型通所介護*・通所リハビリテーション(デイケア)・小規模多機能型居宅介護*・複合型サービス*・短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(ショートステイ)・福祉用具貸与・福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給(手すりの取付けや段差の解消等)
施設・居住系サービス	<ul style="list-style-type: none">・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援1の方は利用できません。	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)*

※地域密着型サービス

介護保険以外のサービス

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

名称	内容
緊急通報システム(あんしんネット119)	ひとり暮らし高齢者等に自動的に消防局指令センターに通報される専用機器を貸与します。
家族介護用品	要介護4・5で市民税非課税世帯の高齢者を介護されているご家族の方におむつやその他介護用品を給付します。
日常生活用具	ひとり暮らし高齢者等に、自動消火器やその他の日常生活用具を給付します。
徘徊高齢者あんしんサービス	要支援又は要介護の認定を受け、認知症により徘徊のある高齢者を介護するご家族の方に、位置を特定できる小型発信機を貸与します。
すこやかホームヘルプサービス	要介護認定で非該当(自立)となり、在宅における支援が必要な方に家事サービスを行うホームヘルパーを派遣します。

敬老乗車証

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30~32
保健福祉局長寿福祉課 ☎251-1106

様々な社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立てていただくために、市バス・地下鉄等に乗車できる敬老乗車証を交付しています。

【対象】

市内在住の満70歳以上の方(福祉乗車証※、重度障害者タクシー利用券※と重複して交付は受けられません。いずれか一つを選択することになります)

【手続き】

新たに70歳になられる方には、満70歳の前月にお知らせと申請書を送付します。すでにお持ちの方には、更新時期が近づきましたら、更新のお知らせと申請書を送付します。申請書を市役所に返送された方に納入通知書等を送付しますので、お近くの郵便局で交付を受けてください。

(70歳以上で敬老乗車証をお持ちでない方が交付を希望される場合は、区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当にお問合せください。)

【負担金】

区 分	負担金額(年額)
生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0円
本人が市民税非課税の方	3,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	5,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上700万円未満の方	10,000円
本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	15,000円

・4月以降に利用される場合、負担額は年額の2分の1になります。(有効期限は9月末日まで)

【運用区間】

①市バス・地下鉄敬老乗車証

市バス路線(定期観光路線を除く)、市営地下鉄全線、岩倉・大原方面を運行する京都バス路線、山科・醍醐方面を運行する京阪バス路線、京北ふるさとバス路線、醍醐コミュニティバス路線に乗車できます。

②民営バス敬老乗車証

特定の地域にお住まいの方にバスの種類、路線、区間を指定し交付します。指定以外のバス路線や区間には乗車できません。

※福祉乗車証、重度障害者タクシー料金助成

名 称	連絡先	内 容
福祉乗車証		障害の程度により、市バス・地下鉄が無料で利用できる福祉乗車証を交付します。また、福祉乗車証が交付されない方には、市バス・地下鉄の運賃割引制度があります。(福祉乗車証、重度障害者タクシー利用券及び敬老乗車証は重複して交付を受けられません。いずれか一つを選択することになります)
重度障害者タクシー料金助成		●身体障害のある方・知的障害のある方 各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、京北出張所福祉担当 ☎はP30~32 ●精神障害のある方 各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、京北出張所保健担当 ☎はP30~32 重度の障害のある方の外出の利便を図るため、タクシー利用券(500円券)を交付します。(福祉乗車証、重度障害者タクシー利用券及び敬老乗車証は重複して交付を受けられません。いずれか一つを選択することになります)

後期高齢者医療制度

各区役所・支所保険年金課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

75歳になるとこれまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから後期高齢者医療に移行し、医療を受けます。65歳以上で一定の障害がある方も、申請し認定を受けると医療を受けられます。

【対象】 75歳以上の方、65歳以上で一定の障害がある方

【手続きに必要となるもの】

新たに75歳になられる方の手続きは、必要ありません。

65歳以上で一定の障害がある方は、加入されている医療保険証、身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑等

【一部負担金】

外来・入院ともに、かかった医療費の1割(一定以上の所得がある方は3割)を窓口でお支払いください。1か月の自己負担限度額が設定されており、限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます(初回のみ要申請)。くわしくはお問合せください。

老人医療費支給制度

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

健康保険に加入されている方で、65歳以上70歳未満の方が、後期高齢者医療制度と同様の一部負担割合で医療を受けられます。

【対象】 次の①又は②に該当する方

①所得税が課せられていない世帯の方

②寝たきり、ひとり暮らし、老人世帯に属する方(所得等により制限あり)

【手続きに必要となるもの】

健康保険証、印鑑等

重度障害老人健康管理費支給制度

各区役所・支所保険年金課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30~32

後期高齢者医療制度で医療を受けるとき、一部負担金を助成します(所得制限あり)。

【対象】 次の①~③のいずれかに該当する方

①1級又は2級の身体障害者手帳をお持ちの方

②知能指数が35以下と判定された方

③3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数が50以下と判定された方

【手続きに必要となるもの】

後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳又は療育手帳、本人名義の預(貯)金通帳、印鑑等

亡くなられたとき

死亡届

各区役所・支所市民窓口課、出張所 ☎はP30～32
〔※市役所では手続きできません。〕

亡くなられた場合は、死亡の事実を知った日から7日以内に死亡届を出してください。

【手続きに必要なもの】

死亡届(死亡診断書)、届出人の印鑑

国民健康保険

各区役所・支所保険年金課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

亡くなられた日の翌日から14日以内に世帯主(葬祭費については葬祭を行った方)が届け出てください。またあわせて葬祭費の手続きも行ってください。

【手続きに必要なもの】

亡くなられた方の保険証(亡くなられた方が世帯主であった場合、家族の方の保険証もあわせてお持ちください。)、届け出にいられた方の本人であることを証明するもの(運転免許証、パスポート等)

●葬祭費 50,000円

国民健康保険に加入している方が亡くなられたとき、葬祭を行った方に支給されます。

【手続きに必要なもの】

会葬礼状など葬儀を行った方がわかるもの、亡くなられた方の保険証、印鑑、葬祭を行った方の預(貯)金通帳
※国民健康保険以外の健康保険に加入しておられる方(会社員・公務員等)につきましては、それぞれの健康保険にお問合せください。

国民年金

各区役所・支所保険年金課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

国民年金に加入又は障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給しておられた場合は届け出てください。

※国民年金以外の公的年金(厚生年金・共済年金)に加入しておられる方(会社員・公務員等)又は上記以外の年金を受給していた方につきましては、厚生年金及び国民年金は年金事務所、共済年金は各共済組合で手続きを行ってください。

後期高齢者医療制度

各区役所・支所保険年金課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

後期高齢者医療の被保険者であった場合は、速やかに届け出てください。また葬祭を行った方が葬祭費の手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証

●葬祭費 50,000円

【手続きに必要なもの】

会葬礼状など葬儀を行った方がわかるもの、葬儀を行った方の印鑑、預(貯)金通帳

重度障害老人健康管理費支給制度

参照 P23

各区役所・支所保険年金課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

重度障害老人健康管理費支給制度を受けておられた場合は、速やかに届け出てください。

【手続きに必要なもの】

対象者証(認定シール)

敬老乗車証

参照 P23

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

敬老乗車証をお持ちになっていた場合は、届け出てください。

【手続きに必要なもの】

敬老乗車証

介護保険

参照 P22

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

介護保険の被保険者であった場合は、亡くなられてから14日以内に届け出てください。

【手続きに必要なもの】

被保険者証、各種減額証(お持ちの方)

介護保険以外のサービス

参照 P23

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

「緊急通報システム」「徘徊高齢者あんしんサービス」を利用していた場合は、速やかに届け出て、機器の返還の手続きを行ってください。

福祉医療

参照 P12、14、20、23

(子ども医療、母子家庭等医療、老人医療、重度心身障害者医療)

●母子家庭等医療、老人医療、重度心身障害者医療

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、
京北出張所福祉担当

●子ども医療

京都市地域福祉課・児童家庭課合同分室

(受付及び一般的な制度内容のお問合せは、各区役所・支所福祉部(福祉事務所)福祉介護課、京北出張所福祉担当でも対応します。)

各種福祉医療を受けておられた場合は、速やかに届け出てください。
【手続きに必要なもの】

受給者証

児童扶養手当・特別児童扶養手当

参照 P14

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給しておられた場合は、速やかに届け出てください。

【手続きに必要なもの】

死亡を証する書類、該当する手当証書、印鑑

児童手当

参照 P12、13

京都市地域福祉課・児童家庭課合同分室
☎251-1123(公務員の方は各職場)

(受付及び一般的な制度内容のお問合せは各区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当でも承ります。)

児童手当を受給しておられた場合は、速やかに届け出てください。

【手続きに必要なもの】

印鑑、支給対象児童の預(貯)金通帳

また、新たに中学校修了前の児童を養育することになった方は、養育した日の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。手続きが遅れると、請求日の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

【手続きに必要なもの】

・請求者の預(貯)金通帳 ・印鑑

・請求者が厚生年金又は共済組合加入者である場合は、健康保険被保険者証、共済組合員証

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

参照 P20

●身体障害者手帳・療育手帳

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

●精神障害者保健福祉手帳

各区役所保健部(保健センター)健康づくり推進課、
各支所健康づくり推進室(保健センター支所)、
京北出張所保健担当 ☎はP30～32

各種手帳の交付を受けていた場合は、速やかに届け出て手帳の返還手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

手帳、印鑑

障害児福祉手当・特別障害者手当

参照 P14、21

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課、
京北出張所福祉担当 ☎はP30～32

障害児福祉手当・特別障害者手当を受給しておられた場合は、亡くなられてから14日以内に届け出てください。

【手続きに必要なもの】

認定通知書、印鑑

? 暮らしの相談窓口

消費生活に関するご相談

文化市民局消費生活総合センター
☎256-0800(平日) ☎257-9002(土・日・祝日、緊急時)

悪質商法などの消費生活に関する相談を受け付けています。

【実施時間】

平日 午前9時～午後5時(電話又は面談)
土・日・祝日 午前10時～午後4時(緊急時の電話のみ)

※年末年始は休み。

●インターネット消費生活相談

消費生活総合センターホームページから

→<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048125.html>

京都市中央斎場

山科区上花山旭山町19-3 ☎561-4251

【受付時間】 午前10時～午後4時30分
(1月1日及び月3回の休場日を除く)

※休場日をよくご確認のうえ、ご利用ください。

【利用申込】

斎場使用許可申請書と火葬許可書を斎場窓口に提出してください。

区分	利用料金	
	市内	市外
大人(満10歳以上)	15,000円	75,000円
小人(満10歳未満)	10,000円	54,000円
胎児(妊娠4か月以上)	5,000円	38,000円

※市内…死亡時の住所(妊娠4か月以上の胎児にあっては、父又は母の住所)が本市の区域
市外…上記以外の場合

深草墓園

伏見区深草石峰寺山町 ☎641-3559

納骨堂形式の「市民のお墓」として、宗教宗派の別なく合祀されています。京都市にお住まいの方又は関係のある方であればご利用いただけます。

【お持ちいただく物】

お骨、印鑑、火葬許可証又は改葬許可証(分骨の場合は、それを証明する書類)、申請される方の住民票の写し

【納骨料】

永年納骨／6,000円

短期納骨／3,000円(3年以内、更新も可能)

※市営墓地の募集を行う場合は、市民しんぶん等でお知らせします。

税務に関するご相談(年1回)

文化市民局消費生活総合センター ☎256-1110

毎年、確定申告期間の前に消費生活総合センター、区役所・支所の地域力推進室で、税理士による税務相談を無料で実施します(実施日は市民しんぶんでお知らせします)。

<参考>

京都税理士会館(中京区麩屋町通御池上る上白山町258-2 ☎222-2311)で、税理士による無料税務相談室が常設されています。
※来所のみ。月～金曜日 午後1時～午後4時(受付は30分前まで)。詳しくはお問合せください。

法律に関するご相談

文化市民局消費生活総合センター ☎256-2007
各区役所・支所地域力推進室 ☎はP30～32

法律に関する相談について弁護士がお答えします。※面谈のみ
【実施時間】

●**文化市民局消費生活総合センター**

月・火・木曜日 午後1時15分～午後3時45分(先着15名)
(当日午前9時から整理券を配布)

金 曜 日 午後1時15分～午後3時45分 予約制(電話予約可15名)
(前週月曜日から予約受付)

第2・4水曜日 午後6時～午後8時 予約制(電話予約可12名)
(前週月曜日から予約受付)

●**各区役所・支所地域力推進室**

水曜日 午後1時15分～午後3時45分

※定員あり。詳しくは各地域力推進室(北区は総務・防災担当、それ以外の区・支所はまちづくり推進担当)にお問合せください。

市政一般に関するご相談

文化市民局消費生活総合センター ☎256-2007
各区役所・支所地域力推進室 ☎はP30～32

市政一般に関する意見、要望、相談等を受け付けています。
【実施時間】 平日 午前9時～午後5時(電話又は面谈)
(各区役所・支所地域力推進室(まちづくり推進担当)は午後4時まで)

すまいに関するご相談(すまいよろず相談)

京都市すまい体験館 ☎693-5131

すまいに関する一般的な相談に応じる「一般相談」、建築、法律、分譲マンション、不動産全般に関する専門的な相談に応じる「専門相談(予約制)」などを無料で行っています。
【受付】 午前10時～午後5時(電話:午後4時半まで)
※水曜日、祝日及び年末年始は休み。

建築に関するご相談

都市計画局建築審査課 ☎222-3616

住宅等の建築の際に注意することや相隣関係など、行政が直接関与できない内容や専門的な知識を必要とする内容を中心に、専門知識を有する相談員による建築相談を無料で行っています。
【相談時間】 木曜日 午後1時30分～午後3時30分
(受付は午後1時～午後3時で先着順)
※祝日及び年末年始は休み。

妊娠・不妊・不育等に関するご相談

京都府助産師会館(社団法人 京都府助産師会)
中京区西ノ京南両町33-1
☎841-1521 (予約受付:月～金 午前10時～午後3時)

不妊や不育、望まない妊娠などに関する悩みや不安について、助産師による面接相談や交流会を実施しています。
【相談時間】 毎月第1・3木曜日 午後2時～4時(前の週の金曜日までに予約)
※ただし、6・9・12・3月の第3木曜日は交流会
【メール相談】 にんしんホッとナビ⇒http://www.ninshin-hotnavi.com/

乳幼児の子育てに関するご相談など

こどもみらい館 ☎は下記

●**子育て相談・健康相談** ☎254-8993 (予約)
・子育て相談:カウンセラー(臨床心理士等)が相談に応じます。
・健康相談:乳幼児の疾病や発育、健康に関して専門医が相談に応じます。
【予約受付時間】 午前9時～午後5時
●**子育てほっとダイヤル** ☎257-5560
研修を積んだ電話相談ボランティアが相談に応じます。
【相談時間】 午前9時～午後4時30分

子育てに関するご相談

子ども支援センター ☎はP30～32
各区役所・支所福祉部(福祉事務所)支援(支援保護)課内

行政区域内における子育て支援の相談・支援の拠点として、各区役所・支所福祉部(福祉事務所)内に設置しています。
子育て等に関する相談に応じるとともに、子育て支援サービスの紹介など、子育て支援に関する様々な取組を行っています。
【開設時間】 平日 午前10時～午後4時30分

児童相談・発達相談

児童福祉センター
上京区竹屋町通千本東入主税町910-25 ☎801-2929
第二児童福祉センター
伏見区深草加賀屋敷町24-26 ☎612-2727
子ども虐待SOS専用電話(24時間・365日対応) ☎801-1919
発達障害者支援センター「かがやき」
上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1 ☎841-0375

18歳未満の子どもに関する相談窓口は、行政区によって異なります。南区、伏見区以外にお住まいの方は「児童福祉センター」、南区、伏見区にお住まいの方は「第二児童福祉センター」で相談を受け付けています。
【相談時間】 平日 午前8時30分～午後5時
※子ども虐待についての相談、通告は24時間365日受け付けています。
児童福祉センター・第二児童福祉センター
●**児童相談**
子育ての不安、不登校、非行、子どもを家庭で育てられないなどの相談に応じます。また子どもの虐待の相談や通告も受け付けています。
●**発達相談**
子どもの発達相談(発達の遅れ、きこえやことばの不安など)を行っているほか、子どもの発達についての診察や検査、治療を行う診療所を運営し、市内の治療施設などとも連携を図り、子どもの発達を支援します。
発達障害者支援センター「かがやき」
18歳以上の発達障害のある方への相談・就労支援、18歳未満の自閉症スペクトラムの子どもへの発達支援を行っています。

子どもの保健医療に関するご相談

京(みやこ)あんしんこども館(子ども保健医療相談・事故防止センター)
中京区釜座通丸太町上る梅屋町174番地の3
☎231-8005 (相談専用)

子どもの発育、発達、予防接種、病気、子育て不安などについて、医師や保健師、看護師等が相談に応じます。
●**電話相談** 来館相談(開館時間中、随時受付)
●**個別相談** (予約制)
【相談時間】 午前10時～午後6時(木曜日は正午～午後8時)
※毎週月曜日(休日の場合翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)は休み。

子どもの悩み相談

教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)
中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3

●**教育相談(カウンセリング)** ☎254-1108
心理・教育専門のカウンセラーが、京都市内の小学生から高校生までの児童・生徒とその保護者を対象に、子どもの教育上の様々な課題や子育ての悩みなどについて相談に応じます。
【相談時間】(事前予約制)
月～金曜日 午前10時～午後9時
土 曜 日 午前9時～午後5時
日 曜 日 午前10時～午後5時(「日曜不登校相談」のみ)
(受付は30分前まで)
※第2・4水曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日)は休み。
●**こども相談総合案内** ☎254-8107
どのような相談先を選べばよいのか、相談内容に応じて適切な相談機関を案内(ガイド)します。
【案内時間】
月～金曜日(第2・4水曜日以外) 午前10時～午後9時
土・日曜日及び第2・4水曜日 午前10時～午後5時
(受付は30分前まで)
※祝日、年末年始(12月28日～1月4日)は休み。

子ども・若者の社会参加・社会的自立に関するご相談

子ども・若者総合相談窓口 ☎は下記

30歳代までの子ども・若者とそのご家族を対象に、ニート・ひきこもり・不登校などの課題を有する子ども・若者の社会参加や社会的自立に関する相談に応じます。(要予約)
●**中京青少年活動センター内** ☎708-5440
月 ～ 土 曜 日 午前10時～午後8時
日曜日及び祝日 午前10時～午後5時
※水曜日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み。
●**こども相談センターパトナ内** ☎213-5657
月～金曜日(第2・4水曜日以外) 午前10時～午後8時
土・日曜日及び第2・4水曜日 午前10時～午後5時
※祝日、年末年始(12月28日～1月4日)は休み。

ひとり親家庭や寡婦の方のための相談

京都市ひとり親家庭支援センター ゆめあす ☎708-7750

相談員や弁護士が、生活の安定や就労、子どものことについての相談に応じます。また、パソコン講習会をはじめ、ひとり親家庭や寡婦の方の福祉向上のための様々な取組を行っています。
【開所時間】 火曜日・祝日を除く毎日 午前10時～午後6時
※年末年始(12月28日～1月4日)は休み。

障害にかかわる子どもの教育電話相談

教育委員会事務局総合育成支援課 ☎254-1155(相談専用)

京都市内在住又は京都市立学校・幼稚園に通う子ども(就学前～高校生)の保護者等を対象に、子どもの発達や障害にかかわる教育、就学に関する相談に応じます。
【相談時間】 月、火、木、金曜日 午前10時～12時、午後1時～5時
※祝日、年末年始は休み。

いじめなどに関するご相談

いじめに悩む子どもや保護者のために相談窓口を広く開けています。
●**「いじめ問題サポートライン」**
いじめについての情報、要望などの電話窓口 ☎213-3522
【実施時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時
※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休み。
●**「いじめ相談24時間ホットライン」**
いじめに関する悩みの相談 ☎351-7834(年中無休 24時間対応)
●**「こども専用ハートライン」**
子どもからの悩みごとの相談 ☎213-1100
【相談時間】 月～金曜日(第2・4水曜日以外) 午前10時～午後9時
土・日曜日及び第2・4水曜日 午前10時～午後5時
(受付は30分前まで)
※祝日、年末年始(12月28日～1月4日)は休み。

高齢者に関するご相談

●**高齢サポート(地域包括支援センター)** ☎はP36～37
高齢者の介護、福祉、健康、医療などに関する相談を、福祉の専門職員や看護師などが受け付けています。
●**地域介護予防推進センター** ☎はP37
介護予防に関する知識の普及推進や、地域における介護予防の取組を支援しています。
●**長寿すこやかセンター** ☎354-8741
高齢者の介護や社会参加に関する相談を受け付けています。必要に応じて、医師・弁護士などによる専門相談におつなぎします。
●**成年後見支援センター** ☎354-8815
高齢者や知的障害のある方など判断能力が不十分な方の権利、利益を保護するための成年後見制度について、その相談から利用に至るまでの一貫した支援を行います。

障害のある方のための相談窓口

障害者地域生活支援センター ☎はP35

障害のある方やご家族からの地域生活や保健福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助や情報提供等を行います。
➔**その他の障害のある方のための施設はP35**

障害のある児童・生徒の教育に関するご相談

はくわ**育支援センター(総合育成支援教育相談センター)** ☎はP35

子どもの発達についての様々な悩みをお持ちの保護者等を対象に、就労や教育などの相談に応じます。
【相談時間】 平日 午前9時30分～午後4時30分
※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み。

^[1] 【京都が日本一・日本初⑦】紫式部が京都で執筆した「源氏物語」は、「世界最古の長編小説」(1008年11月1日付けの記録に初登場)。これにちなみ、2012年に11月1日が「古典の日」として法制化されました。

^[2] 【京都が日本一・日本初⑧】知恩院の三門は、現存する木造建造物の門では日本最大。1621年に将軍徳川秀忠が造営。27

外国人・外国籍の方に関するご相談

(公財)京都市国際交流協会 ☎752-3511

(公財)京都市国際交流協会では、外国人・外国籍の方に関する様々な相談を受け付けています(対応言語:英語、中国語、韓国・朝鮮語。他の言語も事前に相談いただければ対応できる場合があります)。

●生活一般相談

午前9時～午後9時

※月曜日(祝日の場合は、その翌日の祝日でない日)・年末年始は休み。

●行政通訳相談 ☎752-1166

電話で京都市(区役所など)の行政手続き等に関する通訳・相談ができます。

午前9時～午後5時(火・木曜日:英語 水・金曜日:中国語)

●外国人のための法律相談・ビザ相談

弁護士・行政書士が相談にのります(必要に応じて通訳あり)。

第1・第3土曜日 午後1時30分～午後4時30分(1人30分まで)

※その他、税や保険・年金・労働相談やメンタルヘルス相談も年に4回開催しています。

＜生活ガイドブック＞

初めて京都で暮らす外国人の方を対象に、日常生活に必要な生活情報をわかりやすく解説しています。英語版、中国語版、ハングル版、スペイン語版の4種類(各日本語併記)。京都市国際交流会館、区役所・支所などで配布しています。HPからも閲覧できます。

→<http://www.kcif.or.jp/jp/guide/>

人権に関するご相談

京都地方務局

●全国共通ナビダイヤル ☎0570-003-110

●子どもの人権110番相談電話 ☎0120-007-110

●女性の人権ホットライン相談電話 ☎0570-070-810

毎日の生活の中で、これは人権上問題ではないだろうかと感じたときにご相談ください。

犯罪被害にあわれた方のご相談

京都市犯罪被害者総合相談窓口(公社)京都犯罪被害者支援センター ☎451-7830

犯罪などの被害にあわれた方々やそのご家族、ご遺族の悩みなどについて相談を受けるとともに、裁判傍聴や法律相談の付添い、生活関連など、様々な支援活動を行っています。

【相談時間】 月～金曜日 午後1時～午後6時

※祝日及び年末年始は休み。

交通事故に関するご相談

文化市民局消費生活総合センター ☎256-2140

交通事故に関する相談を受け付けています。

【実施時間】 平日 午前9時～午後5時(電話又は面談)

女性のための相談・男性のための相談

京都市男女共同参画センター ウィングス京都 ☎212-7830(相談専用)

日常生活の中で女性、男性が直面する様々な悩みや問題について、専門の相談員が電話相談・面接相談を行っています。相談は無料です。個人的な秘密は守ります。

●電話相談

月～土曜日 午前11時～午後6時(火曜日は午後7時30分まで)

※水曜日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み。

●面接相談(女性への暴力相談・法律相談・男性のための相談)

お電話にてお問合せください。(要予約)

DV被害に関するご相談

京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センター 受付時間内 ☎874-4971

緊急ホットライン ☎874-7051(受付時間外)

相談援助(又は相談機関の紹介)、カウンセリング、緊急ホットライン、被害者の自立生活促進のための情報提供や援助、保護命令制度や支援措置の利用についての情報提供や援助等を行っています。

※保護命令制度…裁判所が、被害者からの申し立てによって、一定の要件を満たしている場合に、加害者に接近禁止命令等を命ずるものです。

【受付時間】 月～土曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

午前9時～午後5時15分

警察の相談窓口

名称	相談内容	電話番号	開設時間
ヤングテレホン	非行問題や犯罪被害等少年に関する各種相談	☎551-7500	24時間対応
悪質商法110番	訪問販売、キャッチセールス商法などの悪質商法の被害相談	☎451-9449	24時間対応
レディース110番	性犯罪の被害に関する相談	☎411-0110	月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
レディース相談(鉄道施設内)	電車内や駅構内でのチカンなどの被害相談(女性警察官が対応できない場合があります)	☎682-0913	24時間対応
暴力110番	暴力団からの不当、不法な要求を受けたときなどの相談	☎451-6888	24時間対応
覚醒剤110番	麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物に関する情報や相談	☎451-7957	24時間対応
拳銃情報110番	拳銃などの銃器に関する情報や相談	☎0120-10-3774	24時間対応
極左110番	過激派(極左暴力集団)に関する情報や相談	☎441-1100	24時間対応

生活に関するご相談

各区役所・支所福祉部(福祉事務所)保護(支援保護)課 ☎はP30～32

病気やけが、失業等で生活にお困りの場合に、その状況等をご相談いただき、生活保護制度やその他の福祉制度等をご案内します。

【生活保護制度】

あらゆる努力をしてもなお生活のやりくりができないときに、その方の状況や程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて生活が向上するよう援助する制度です。

暮らしたのてびき

☎ 電話番号案内 市外局番075

各施設の業務時間、休業日等については各施設にご確認ください。

京都市役所 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 ☎222-3111(代表)

区役所・支所(区民部・福祉部(福祉事務所)・保健部(保健センター))、出張所等

【北区役所】 ☎432-1181(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎432-1197 まちづくり推進担当 ☎432-1208	
区民部	市民窓口課 ☎432-1247 市民税課 ☎432-1215 固定資産税課 ☎432-1236	北区紫野東御所田町33-1
福祉部	納税課 ☎432-1245 福祉介護課 ☎432-1306 支援保護課(子ども支援センター) ☎432-1284 保険年金課 ☎432-1257	
保健部	健康づくり推進課 ☎432-1423 衛生課 ☎432-1467	
北工コまちステーション	☎366-0155	
小野郷出張所	☎406-2004	北区小野下ノ町100
中川出張所	☎406-2340	北区中川北山町46
雲ヶ畑出張所	☎406-2001	北区雲ヶ畑中畑町176



【左京区役所】 ☎702-1000(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎702-1001 まちづくり推進担当 ☎702-1029	
区民部	市民窓口課 ☎702-1054 市民税課 ☎702-1034 固定資産税課 ☎702-1045	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2
福祉部	納税課 ☎702-1198 福祉介護課 ☎702-1064 支援保護課(子ども支援センター) ☎702-1114 保護課 ☎702-1161 保険年金課 ☎702-1168	
保健部	健康づくり推進課 ☎702-1218 衛生課 ☎702-1256	
左京工コまちステーション	☎366-0821	
岩倉出張所	☎781-3898	左京区岩倉中町403
八瀬出張所	☎781-5091	左京区八瀬秋元町578
大原出張所	☎744-2020	左京区大原来迎院町10-2
静市出張所	☎741-2002	左京区静市市原町36-3
花脊出張所	☎746-0215	左京区花脊大布施町196
久多出張所	☎748-2020	左京区久多宮の町3



【上京区役所】(仮庁舎) ☎441-0111(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎441-5027 まちづくり推進担当 ☎441-5040	
区民部	市民窓口課 ☎441-5056 市民税課 ☎441-5072 固定資産税課 ☎441-5092	上京区上立売通大宮東入幸在町689
福祉部	納税課 ☎441-5096 福祉介護課 ☎441-5102 支援保護課(子ども支援センター) ☎441-5119 保険年金課 ☎441-5130	
上京工コまちステーション	☎366-0776	
保健部(保健センター)	☎432-3221	上京区堀川通上立売下る北舟橋町866



※上京区役所(区民部・福祉部)及び上京工コまちステーションは、庁舎の建て替えに伴い、現在仮庁舎で業務を行っています。

【中京区役所】 ☎812-0061(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎812-2420 まちづくり推進担当 ☎812-2426	
区民部	市民窓口課 ☎812-2436 市民税課 ☎812-2442 固定資産税課 ☎812-2456	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521
福祉部	納税課 ☎812-2461 福祉介護課 ☎812-2534 支援保護課(子ども支援センター) ☎812-2543 保険年金課 ☎812-2583	
保健部	健康づくり推進課 ☎812-2593 衛生課 ☎812-2632	
中京工コまちステーション	☎366-0180	



【東山区役所】 ☎561-1191(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎561-9104 まちづくり推進担当 ☎561-9114	
区民部	市民窓口課 ☎561-9142 課税課 ☎561-9376 納税課 ☎561-9331	東山区清水五丁目130-6
福祉部	福祉介護課 ☎561-9181 支援保護課(子ども支援センター) ☎561-9350 保険年金課 ☎561-9197	
保健部	健康づくり推進課 ☎561-9127 衛生課 ☎561-9175	
東山工コまちステーション	☎366-0182	



【山科区役所】 ☎592-3050(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎592-3065 まちづくり推進担当 ☎592-3088	
区民部	市民窓口課 ☎592-3093 市民税課 ☎592-3113 固定資産税課 ☎592-3164	山科区柳辻池尻町14-2
福祉部	納税課 ☎592-3310 福祉介護課 ☎592-3214 支援保護課(子ども支援センター) ☎592-3247 保護課 ☎592-3259 保険年金課 ☎592-3392	
保健部	健康づくり推進課 ☎592-3474 衛生課 ☎592-3486	
山科工コまちステーション	☎366-0184	



【下京区役所】 ☎371-7101(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎371-7163 まちづくり推進担当 ☎371-7170	
区民部	市民窓口課 ☎371-7192 市民税課 ☎371-7172 固定資産税課 ☎371-7197 納税課 ☎371-7199	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8
福祉部	福祉介護課 ☎371-7214 支援保護課(子ども支援センター) ☎371-7218 保護課 ☎371-7219 保険年金課 ☎371-7235	
保健部	健康づくり推進課 ☎371-7252 衛生課 ☎371-7265 ☎371-7298	
下京工コまちステーション	☎366-0186	



【南区役所】 ☎681-3111(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎681-3438 まちづくり推進担当 ☎681-3417	
区民部	市民窓口課 ☎681-3632 市民税課 ☎681-3493 固定資産税課 ☎681-3469	南区西九条南田町1-3
福祉部	納税課 ☎681-3483 福祉介護課 ☎681-3167 支援保護課(子ども支援センター) ☎681-3281 保護課 ☎681-3214 保険年金課 ☎681-3134	
保健部	健康づくり推進課 ☎681-3328 衛生課 ☎681-3540 ☎681-3578	
南工コまちステーション	☎366-0188	
久世出張所	☎921-0014	南区久世大藪町72



【右京区役所】 ☎861-1101(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎861-1772 まちづくり推進担当 ☎861-1264	
区民部	市民窓口課 ☎861-1360 市民税課 ☎861-1529 固定資産税課 ☎861-1946	右京区太秦下刑部町12
福祉部	納税課 ☎861-1849 福祉介護課 ☎861-1404 支援保護課(子ども支援センター) ☎861-1437 保護課 ☎861-1476 保険年金課 ☎861-2032	
保健部	健康づくり推進課 ☎861-2176 衛生課 ☎861-2186	
右京工コまちステーション	☎366-0190	
嵯峨出張所	☎861-0006	右京区嵯峨釈迦堂大門町35
高雄出張所	☎861-0153	右京区梅ヶ畑奥殿町26-1
宕陰出張所	☎(0771)44-0314	右京区嵯峨嵯原ノ上町2-5
京北出張所	☎852-0300	右京区京北周山町上寺田1-1



【西京区役所】 ☎381-7121(代表)

部課名	電話番号	所在地
推地 進域 室力	総務・防災担当 ☎381-7157 まちづくり推進担当 ☎381-7197	
区民部	市民窓口課 ☎381-7213 市民税課 ☎381-7249 固定資産税課 ☎381-7343	西京区上桂森下町25-1
福祉部	納税課 ☎381-7395 福祉介護課 ☎381-7642 支援保護課(子ども支援センター) ☎381-7665 保険年金課 ☎381-7406	
西京工コまちステーション	☎366-0192	
保健部(保健センター)	健康づくり推進課 ☎392-5690 衛生課	西京区桂良町1-2



☎ 電話番号案内

☎ 電話番号案内

暮らしの
てびき

暮らしの
てびき

暮らしの
てびき

暮らしの
てびき

暮らしの
てびき

暮らしの
てびき

環境にやさしい 京都での暮らし



「DO YOU KYOTO?」
キャラクター エコちゃん

「京都議定書誕生のまち・京都」。「DO YOU KYOTO?」は「環境にいいことしていますか?」という意味の合言葉です。京都市では、市民の皆様と一緒に低炭素社会・循環型社会の構築に向けた取組を進め、世界に「KYOTO」をアピールしていくことを目指しています。「DO YOU KYOTO?」を合言葉に、一人一人がエコ活動を実践し、環境に良い取組の輪を広げていきましょう。

毎月16日は「DO YOU KYOTO?デー」(環境に良いことをする日)

京都議定書が発効した2月16日にちなんで、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」とし、環境に良い取組を実践しています。

【主な取組】

- 京都タワーや市役所、企業などによる「ライトダウン」
- ろうそく等の灯でディナーを楽しむ地球環境を考える「京灯ディナー」
- テレビなどを消して、家族での会話を楽しむ「ノーテレビ・ノーゲームデー」
- 通勤などでマイカーを使わない「ノーマイカーデー」

暮らしの てびき

暮らしの中で日々実践する 「DO YOU KYOTO?」

【京朝スタイル】

環境政策局地球温暖化対策室 ☎222-4555

「太陽が昇ったら起きて、沈んだら寝る」という自然の流れに沿った生活を送ることは、健康的なのはもちろん、夜間の電気使用量が減り、環境にも良い暮らし方です。京都市では、夜型生活から朝型生活「京朝スタイル」への転換を推奨しています。

→「京朝スタイル」

☞ <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000118524.html>

【環境家計簿】

環境政策局地球温暖化対策室 ☎222-4555

ご家庭の電気、ガスなどのエネルギー消費量を「見える化」し、省エネ生活を進めていただくため、手軽に利用でき、環境にも家計にも役立つインターネット版環境家計簿をご用意しています。

なお、地域や職場等のグループ単位での取組も可能です。

→インターネット版環境家計簿

☞ <http://www.doyoukyoto.com/> (携帯電話からもアクセスできます)

【エコドライブの実践】

環境政策局環境管理課 ☎213-0930

ふんわりアクセル等のエコドライブは、自動車による二酸化炭素排出量の抑制につながります。エコドライブを実践し、口コミで周りの人に伝えていただく「京(みやこ)エコドライブーズ」を募集しています。

【「門はき」や「打ち水」】

京都では、昔から家の前を清掃する「門はき」や、夏に涼を呼ぶ「打ち水」が習慣として行われてきました。古き良き京文化を受け継ぎ、美しいまち・京都を広めましょう。

環境にやさしい暮らしを 支援するサービス

【ごみ減量・リサイクルに向けた取組】

エコまちステーション ☎P30~32

使用済めんばら油やコミュニティ回収事業、電動式生ごみ処理機等の購入助成制度など、ごみ減量を中心としたご相談を受け付けています。

【太陽エネルギー利用設備設置助成制度】

環境政策局地球温暖化対策室 ☎222-4555

京都市内の住宅等に太陽光発電・蓄電・太陽熱利用システムを設置される方に対し、設置費用の一部を助成します。(平成24年度は平成25年2月28日まで受付、平成25年度についてはお問い合わせください。)

【京のまちなか緑化助成制度】

建設局緑政課 ☎222-3589

京都市の市街化区域(一部、助成できない地域があります)において、一定要件を満たす生け垣緑化や屋上緑化などを行う場合に、費用の2分の1を助成します。ただし、助成額には上限があります。

【京のお直し屋さん紹介サイト「もっぺん」】

ごみ減量推進会議 ☎647-3444

お気に入りの品物を直して「もっぺん(もう一度)」使っていただくために市内で日用品の修理やリメイクに携わる店舗を紹介したホームページ「もっぺん」を運営しています。

→☞ <http://www.moppen-kyoto.com>

【市役所前フリーマ】

NPO法人プラスワンネットワーク ☎229-7714

「いらなくなったらいる人へ」をテーマに、市役所前広場でフリーマーケットを開催しています。

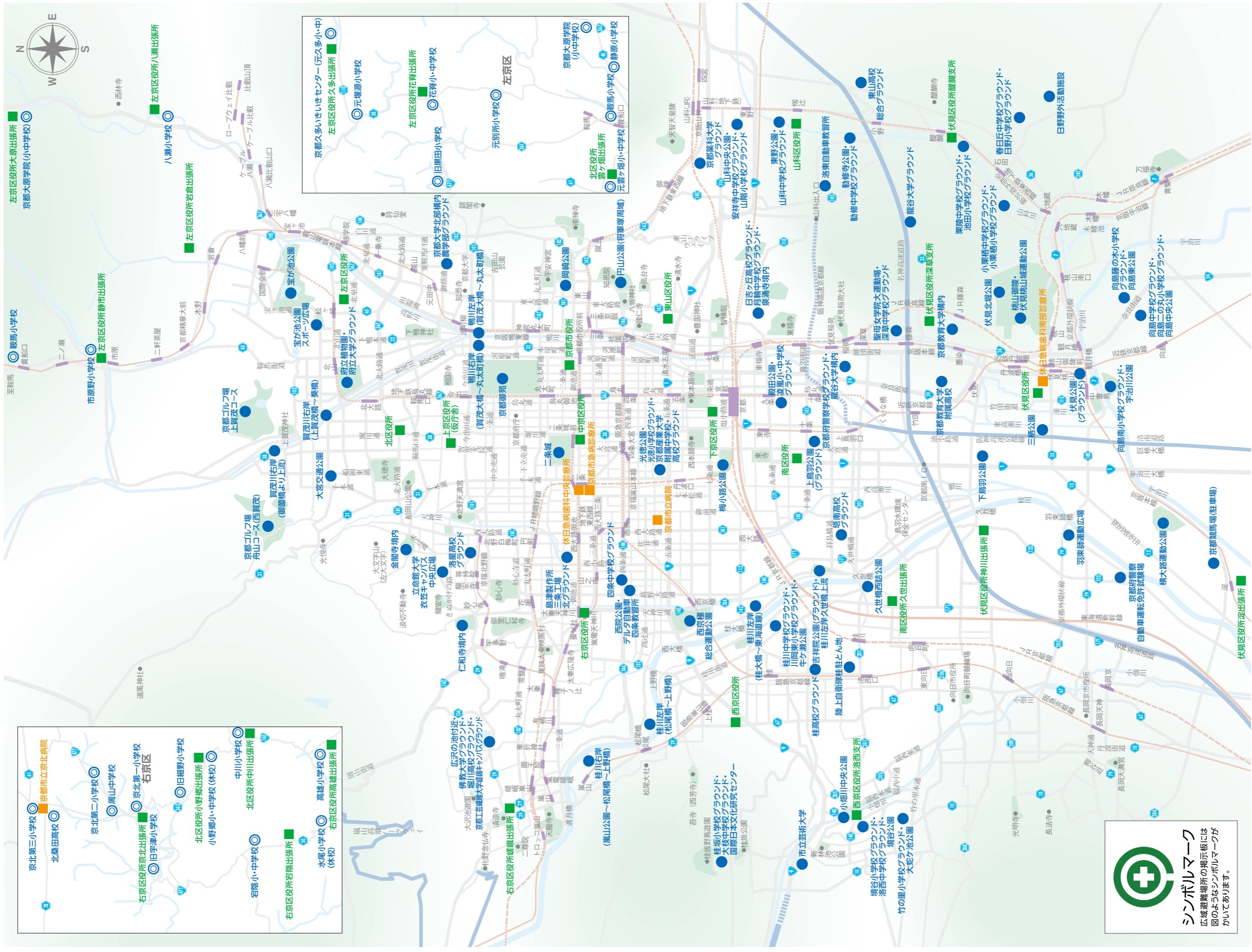
→開催情報 ☞ <http://www.plusone.ne.jp/>

万が一の災害に備えて

京都市広域避難場所・避難救助拠点MAP

- 京都市広域避難場所
- ◎ 京都市避難救助拠点
- 市役所・区役所・支所・出張所
- 病院・急病診療所

広域避難場所とは 大規模の被害から逃げるための避難場所で、京都市では概ね安全面積が1ヘクタール以上の空地在指定しています。避難救助拠点は 山間地域において、地震に伴う大規模な二次災害が発生した場合に、住民に対して災害情報の収集や収集、応急救助活動などを行う場所です。



京都市立北病院

京北第三小学校

北藤田高校

京北第二小学校

周山中学校

右京区役所京北出張所

京北第一小学校

右京区

旧宇津小学校

旧宇津小学校

右京区役所小野郷出張所

北野郷小・中学校(休校)

中川小学校

北野郷中川出張所

右京区役所高雄出張所

水尾小学校

高雄小学校

右京区役所石倉出張所

右京区役所石倉出張所

右京区役所高雄出張所

シンボルマーク

広域避難場所の掲示板には図のようなシンボルマークが書いてあります。

広域避難場所・避難救助拠点MAP

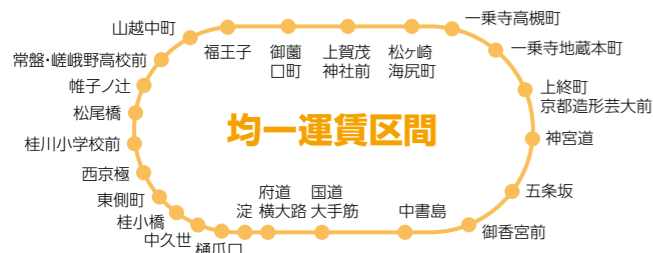
お出かけには便利で 環境にやさしい 市バス・地下鉄で



■ 京都市交通局 市バス・地下鉄案内所について

電話：075-863-5200 案内時間：7時30分～19時30分(年中無休)
場所：地下鉄太秦天神川駅地上(SANSA右京1階)

■ 市バス均一区間について



京都市バスには、中心部を走る均一運賃系統と、郊外を走る多区間運賃系統があります。均一運賃系統は、100円バスを除き、220円均一でご乗車いただけます。多区間運賃系統の運賃は区間制で距離に応じて変わりますので、乗車時に整理券をお取りください。

■ お得な乗車券・カードを使って 市バス・地下鉄を賢く利用しよう



市バス・地下鉄では定期券・回数券をはじめ、市バス・地下鉄の両方で使えて1割お得な「トラフィカ京カード」などのプリペイドカード型乗車券や、乗り放題となるフリーチケット、PiTaPaなどのICカードもご利用いただけます。(ICカードは市バス非対応)

【その他の乗車券(一部)】

- 昼間割引回数券(市バス・地下鉄)
 - 市バス専用1日乗車券カード
 - 市営地下鉄1dayフリーチケット
 - スルッとKANSAI都カード
- ※その他にも様々な乗車券・カードをご用意しています。

■ 「京都市バス・地下鉄路線図」

市バス・地下鉄路線図です。裏面にはカード、乗車券の発売場所や運賃のご案内なども掲載しています。区役所・支所、地下鉄各駅、交通局各営業所などで無料配布しています。

■ 京都市交通局ホームページ (携帯端末未用)

市バス・地下鉄の時刻表はもちろん、市バスの接近情報がリアルタイムで分かる「ポケロケ」、地域の情報を掲載したポータルサイト「こどもん」も掲載。「洛ナビ」にも対応しています。



■ 洛ナビ



市バス・地下鉄を利用した出発地から目的地までの経路、所要時間、運賃、乗用車と比較したCO2削減量などを検索することができます。

☞ <http://www.city.kyoto.jp/kotsu/rakunavi>

各種乗車券の発売場所

発売場所	発売券種							
	市バス回数券	地下鉄回数券	京カード都カード	市バス専用カード	市バス専用1日乗車券カード	市営地下鉄1dayフリーチケット	京都観光一日・二日乗車券	京都観光山科・嵯峨大版
市バス・地下鉄案内所	○		○	○	○	○	○	○
定期券発売所	○		○	○	○	○	○	○
市バス営業所	○		○	○	○		○	
市バス車内(下記を除く)			○		○			
市バス車内(29-33・特33-70-73-28-69-91・特南1系統)			京カード大人1,000円のみ	○	○			
市バス車内(西1-8号系統)			○					
地下鉄駅券売機		○	○					○
地下鉄JR窓口								大人券のみ ○

注：市バス車内での販売につきまして、赤り切れの際はご注意ください。

定期券発売所

定期券の新規購入は通用期間の開始日の7日前から、継続購入は通用期間の開始日の14日前からの発売となります。

注：年末・年始(12月31日～1月3日)は休み。

注：梅津、洛西、西賀茂、横大路の各営業所では、市バス定期券のみ発売。

発売所(電話)	発売日	発売時間
四条駅 (343-3784) 京都駅前 (371-6622) 三条京阪駅 (752-6071) 北大路駅 (492-3208) 山科駅 (595-2930)	月～土曜日(祝日を除く) 日祝日	7時30分～19時30分 9時～17時
竹田駅 (642-0626) 六地藏駅 (0774-32-2390) 二条駅 (823-2265)	月～土曜日(祝日を除く) 日祝日	12時～19時30分 9時～17時
梅津営業所 (311-0997) 洛西営業所 (331-7821)	月末5日～月始5日	うち月～土曜日 12時～19時30分
西賀茂営業所 (492-6941) 横大路営業所 (601-9391)	月末2日～月始1日	うち日祝日 9時～17時

地下鉄の継続通勤定期券なら、**駅券売機でも購入可能!**
定期券発売所のある以下の8駅の券売機で地下鉄通勤定期券の継続購入ができます。ぜひご利用ください。
北大路・四条・京都・竹田・六地藏・山科・三条京阪・二条 (それぞれ始発から終発まで発売)

忘れ物のお問い合わせ

(市外局番075) 番号をよくお確かめのうえお電話ください。

市バス・地下鉄車内での忘れ物のお問い合わせ先

- ◆ 市バス 北大路案内所 ☎493-0410 [7時30分～19時30分]
- ◆ 地下鉄 烏丸御池駅案内所 ☎213-1650 [7時30分～19時30分]

なお、お忘れになった当日に限り、次のところにお問い合わせください。

- 市バス車内での忘れ物
 - 西賀茂営業所 ☎492-6941
 - 烏丸営業所 ☎491-0430
 - 綿林出張所 ☎771-5720
 - 九条営業所 ☎691-0057
 - 梅津営業所 ☎311-0997
 - 洛西営業所 ☎331-7821
 - 横大路営業所 ☎601-9391
- 地下鉄車内での忘れ物
 - 烏丸線 竹田駅 ☎644-0989
 - 東西線 太秦天神川駅 ☎881-8211
- 地下鉄駅構内での忘れ物

烏丸線	-----	東西線	-----
国際会館駅 ☎721-5333		六地藏駅 ☎0774-32-2299	
松ヶ崎駅 ☎703-6853		石田駅 ☎572-2232	
北山駅 ☎723-2882		醍醐駅 ☎572-9944	
北大路駅 ☎493-3488		小野駅 ☎572-0013	
鞍馬口駅 ☎431-0666		柳辻駅 ☎502-0710	
今出川駅 ☎441-6780		東野駅 ☎594-0760	
丸太町駅 ☎221-3192		山科駅 ☎595-2750	
四条駅 ☎343-6870		御陵駅 ☎595-0990	
五条駅 ☎343-6871		蹴上駅 ☎752-6062	
京都駅 ☎343-6872		東山駅 ☎752-6076	
九条駅 ☎681-7593		三条京阪駅 ☎751-0510	
十条駅 ☎681-7623		京都市役所前駅 ☎213-1364	
くいな橋駅 ☎643-5596		烏丸御池駅 ☎221-3193	
竹田駅 ☎644-0989		二条城前駅 ☎822-4591	
		二条駅 ☎823-2208	
		西大路御池駅 ☎841-5950	
		太秦天神川駅 ☎881-8211	

心弾むワクワク空間 「Kotochika(コトチカ)」に おこしやす



Kotochika(コトチカ)は、「地下空間を心弾むワクワク空間に」をコンセプトに、京都市営地下鉄駅構内にオープンした商業施設です。お仕事帰りに、お出かけの際に…ぜひご利用ください!

Kotochika 四条 (地下鉄四条駅)

- ・INDEX(レディス)
- ・クリスピー・クリーム・ドーナツ(ドーナツ&コーヒー)
- ・青山フラワーマーケット(生花・グリーン)
- ・駅ナカスイーツ♪(スイーツ)
- ・志津屋(ベーカリー)
- ・カフェスタツィオーネ(カフェパール)
- ・成城石井(スーパーマーケット)
- ・ラフィネ(リラクゼーション)

Kotochika 御池 (地下鉄烏丸御池駅)

- ・デイリーヤマザキ(コンビニ)
- ・志津屋(カフェ&ベーカリー)

Kotochika 京都 (地下鉄京都駅)

- ・アンティ・アンズ(プレッツェル専門店)
- ・ガーランド オブ デュウ(アクセサリーショップ)
- ・ミュアローリースファーム(アパレル/ファッション雑貨)
- ・ロクシタン(ビューティー&コスメ)
- ・レシィーニユ(ファッション雑貨)
- ・ジンス(メガネ)

〈平成25年3月1日開業〉

- ・成城石井(スーパーマーケット)
- ・志津屋(ベーカリー)
- ・京都小川珈琲(コーヒー)

暮らしの てびき

市バス・地下鉄でお出かけには